

第4章 地域別まちづくり構想

1. 地域別まちづくり構想の位置づけ

(1) 地域別まちづくり構想の役割

全体構想では、市全域を対象として、まちづくりの目標やまちづくりの方針を定めていますが、日常的な生活や都市活動の視点から見ると分かりにくく、身近に感じにくいところがあります。

また、南丹市は日本の原風景ともいえるかやぶき民家群や芦生原生林などの豊かな自然環境や歴史的資源を有する山間部から、都市機能が集積する市街地まで多様な地理的条件、歴史的経緯の異なる地域があり、全体構想ではそうした特長をすべて捉えきることは出来ません。

そのため、市民のみなさんがそれぞれの地域でまちづくり活動を実践する上での基本となる指針として、地域住民の意見も踏まえながら地域別まちづくり構想を策定します。

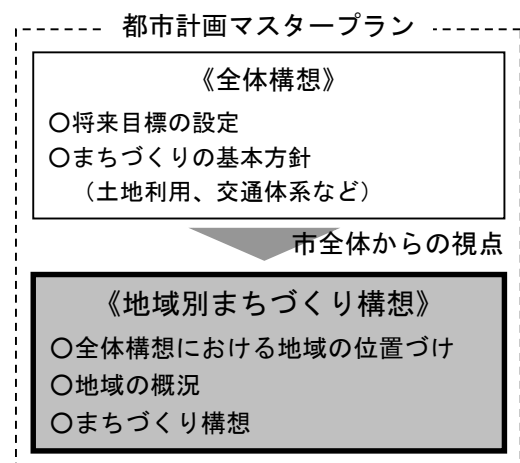
(2) 地域区分の考え方

市町村合併やこれまでのまちづくりの歴史的経緯などを踏まえて、南丹市の行政区域を4地域（合併前の旧4町）に区分して地域別のまちづくり構想を定めます。



(3) 地域別まちづくり構想の位置づけと策定経緯

今回は全体構想における個別分野を中心とした改訂となっているため、当初計画の内容を基本としつつ、改訂計画における全体構想の分野別のまちづくりの基本方針などを踏まえて地域に落とし込むことによりとりまとめています。



■ 地域別まちづくり構想の策定経緯 ■

2. 地域別まちづくり構想

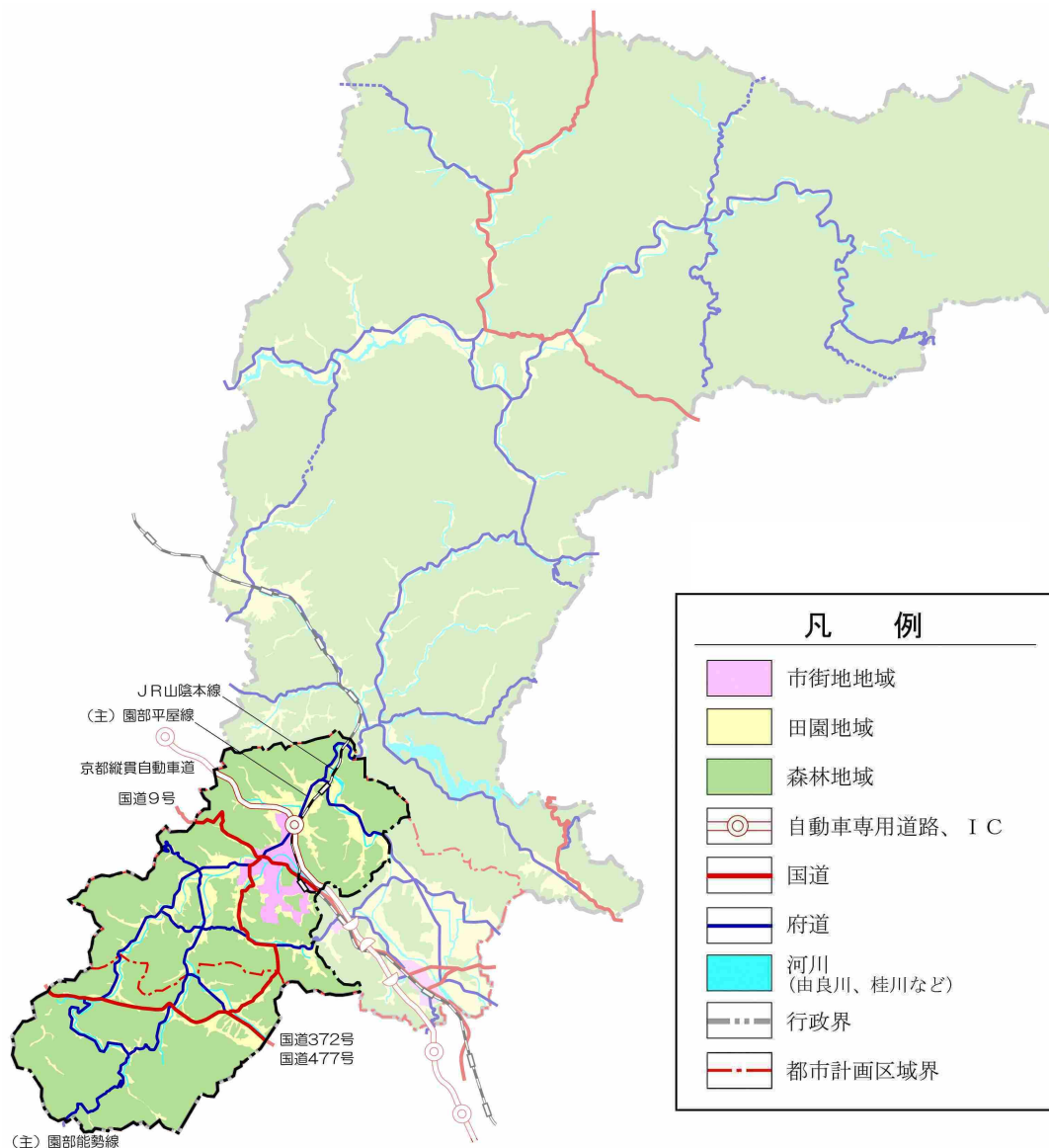
(1) 園部地域

① 全体構想における地域の位置づけ

園部駅や市役所などが集積している中心部が市街地地域（「都市サービスゾーン」、「市街地居住ゾーン」など）に位置づけられており、これら以外は田園地域と森林地域として位置づけられています。

市街地地域は、南丹市の中心市街地として都市サービス機能や行政・文化サービス機能の利便性を高めるとともに、横田地区や小山東町地区、内林町地区などの基盤整備実施地区での宅地化促進、既成市街地の再編、園部駅の利用促進などにより、コンパクトで住みやすい生活環境の創出を図ります。

京都市方面と丹後方面を連絡する広域幹線道路である京都縦貫自動車道や国道9号を中心とする広域的な道路ネットワークを構築しており、周辺都市や日吉・美山地域との連携を強化する主要地方道園部平屋線などの幹線道路の整備促進を図ります。

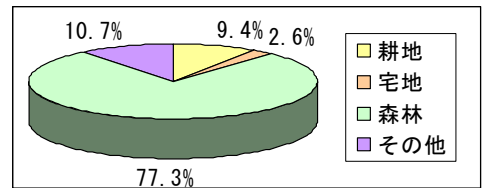


■ 全体構想における園部地域の位置づけ ■

② 地域の概況

園部地域は南丹市の南西部に位置し、西側は京丹波町、兵庫県丹波篠山市、南側は亀岡市に接しています。

面積は 102.8k㎡（南丹市の 16.7%）で、このうち森林が 77.3%を占め、宅地は 2.6%となっています。



令和2年時点で、人口は約 15,800 人、世帯数は約 7,200 世帯となっており、人口は市合計の 50.4%を占めています。

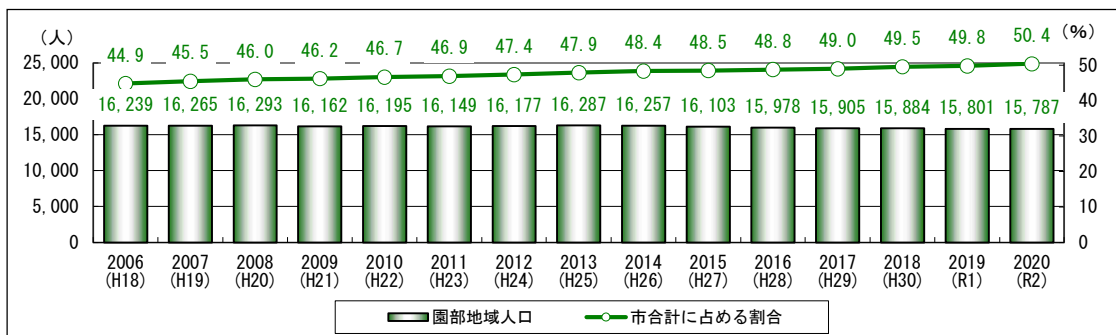
人口は平成 25 年以降緩やかな減少に転じていますが、市合計に占める割合は高くなる傾向にあります。

世帯数は増加していますが、世帯人員は減少傾向にあり、令和2年時点では、2.20 人/世帯となっています。

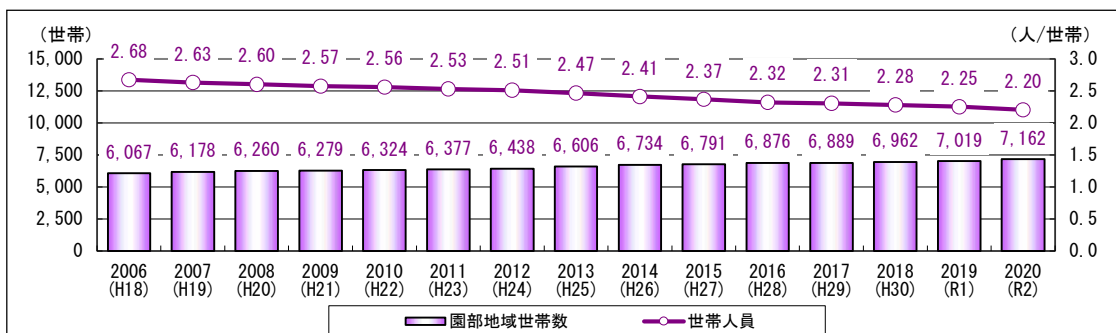
地域の北部を南東から北西にかけて、JR山陰本線、京都縦貫自動車道、国道9号が通過しており、地域内には園部駅、船岡駅、園部ICが設置されています。周辺都市と連絡する幹線道路としては、国道9号の他、国道372号などが通過しています。

市街地内には市役所をはじめとする公共公益施設が集中しており、主に近隣住民の日常的な買物などに利用されている本町商店街が形成されています。また、京都医療科学大学や京都建築大 学校などの高等教育機関も多く立地しています。

南部には国の名勝地に指定されている府立自然公園「りり溪」があり、地域内には生身天満宮や黒田古墳などの歴史的資源も多く分布しています。



■園部地域の人口の推移



■園部地域の世帯数・世帯人員の推移

第4章 地域別まちづくり構想

◇ 公共公益施設一覧 ◇

種別	名称			
庁舎等	南丹市役所(本庁) 京都地方方法務局園部支局	南丹警察署 園部税務署	園部消防署	京都府南丹広域振興局園部総合庁舎
情報関連施設	南丹市国際交流会館	南丹市情報センター		
集会施設等	南丹市園部北部コミュニティセンター	南丹市園部南部コミュニティセンター		
保健福祉施設等	南丹市園部保健福祉センター	南丹市こむぎ山健康学園老人福祉センター		
観光関連施設	道の駅(京都新光悦村)			
公園施設	南丹市園部公園	南丹市園部木崎町公園	南丹市園部城南町公園	南丹市園部小山西町公園
	南丹市園部二本松公園	南丹市園部上木崎町公園	南丹市園部横田1号公園	南丹市園部横田2号公園
	南丹市園部横田3号公園	南丹市園部横田4号公園	南丹市園部横田5号公園	南丹市園部小山東町1号公園
	南丹市園部小山東町2号公園	南丹市園部新町公園	南丹市園部城南町防災公園	南丹市健楽憩の園
	南丹市園部内林町1号公園	南丹市園部内林町2号公園	南丹市園部内林町3号公園	南丹市園部内林町4号公園
	南丹市園部船阪親水公園			
農林水産施設	南丹市園部城南町農業総合施設			
義務教育施設	南丹市立園部小学校	南丹市立園部第二小学校	南丹市立園部中学校	
高等教育施設	京都府立園部高等学校	京都府立農芸高等学校	京都聖カタリナ高等学校	京都医療科学大学
	京都建築大学校	京都伝統工芸大学校	京都美術工芸大学	佛教大学園部キャンパス
社会教育施設	南丹市園部文化会館	南丹市立中央図書館	南丹市立文化博物館	
その他	南丹市園部共同墓地	南丹市園部女性の館	京都府立淇陽学校	

◇ 指定文化財一覧 ◇

指定区分		文化財の名称	
国指定 重要文化財	建造物	九品寺大門	普濟寺仏殿
		春日神社本殿	大山祇神社本殿
国指定名勝		瑠璃溪	
府指定文化財	建造物	摩気神社本殿、東撰社、西撰社	鹿嶋神社本殿
		生身天満宮本殿、廻廊	
	天然記念物	朝倉神社のスギ	
	史跡	黒田古墳	
府登録文化財	建造物	摩気神社絵馬舎、神門、鳥居	武尾神社本殿
		生身天満宮拝殿、秋葉社	
府文化財環境保全地区		摩気神社文化財環境保全地区	生身天満宮文化財環境保全地区

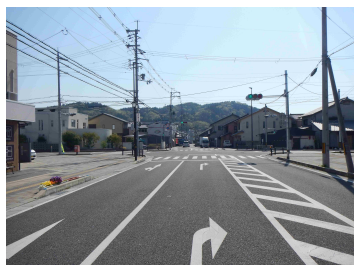
※国、府の文化財のうち建造物と史跡、天然記念物を記載



■園部公園



■生身天満宮



■本町商店街

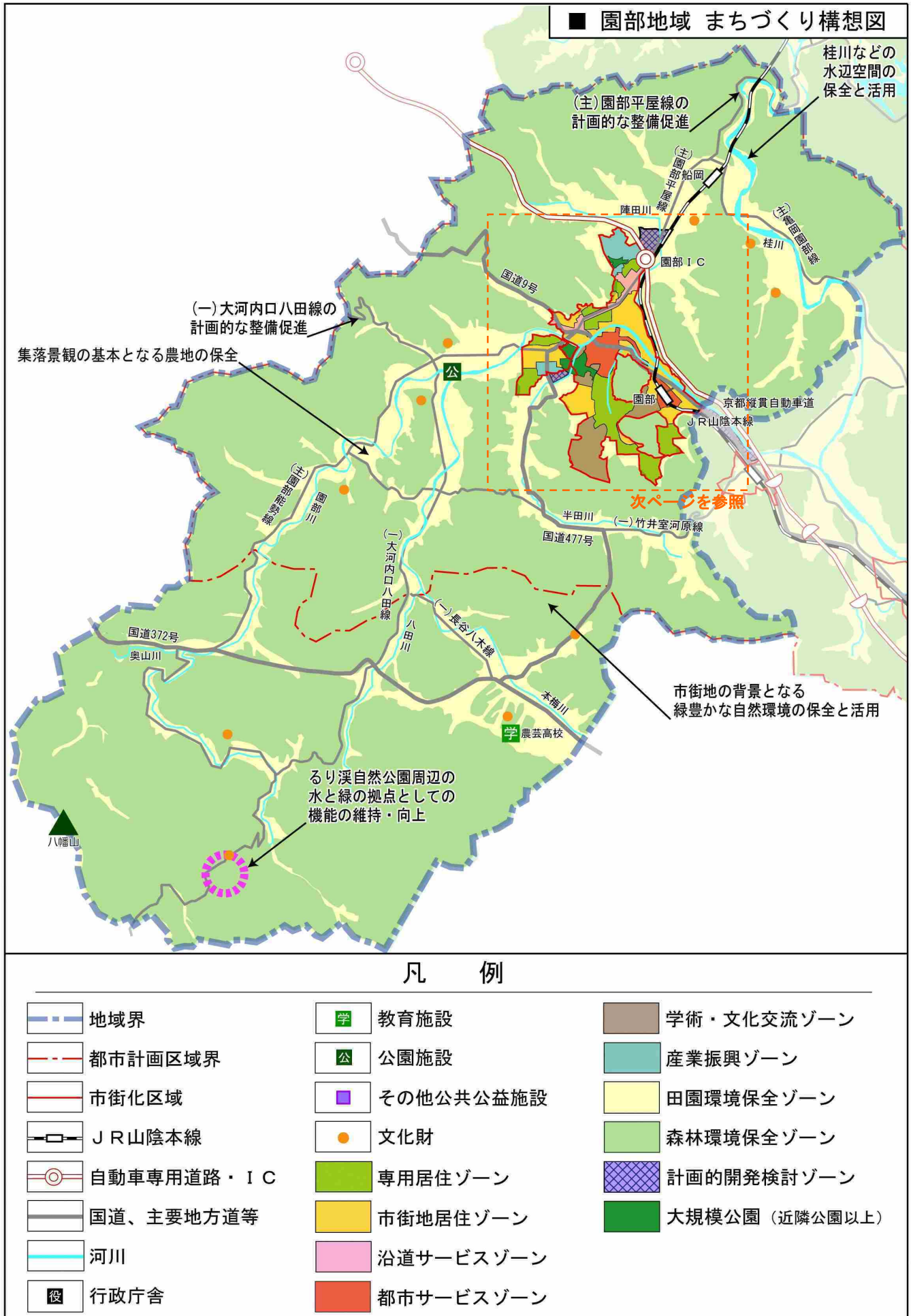


■道の駅「京都新光悦村」

③ 園部地域のまちづくり構想

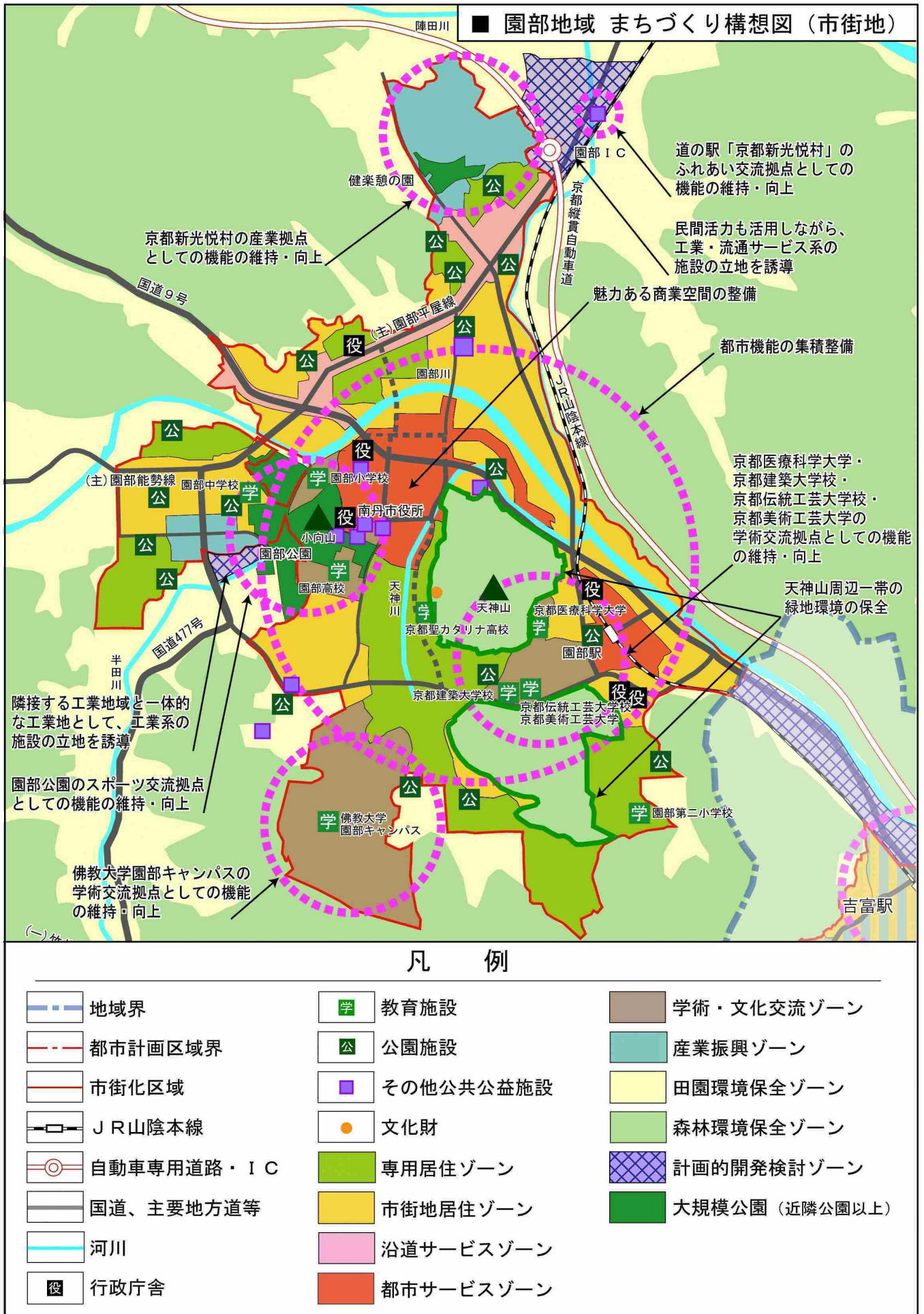
既存の都市基盤や公共施設などを活かして、南丹市の中心としての賑わいと活力のあるまちづくりや若者から高齢者まで全ての年代の人が住みやすい居住環境づくりを進めます。また、大学などの高等教育施設の集積を活かして、学術・文化交流によるまちづくりを進めます。

周辺部では、市街地の背景となる自然環境を保全・活用し、緑豊かで潤いのある地域づくりを進めます。



凡 例

地域界	教育施設	学術・文化交流ゾーン
都市計画区域界	公園施設	産業振興ゾーン
市街化区域	その他公共公益施設	田園環境保全ゾーン
JR山陰本線	文化財	森林環境保全ゾーン
自動車専用道路・IC	専用居住ゾーン	計画的開発検討ゾーン
国道、主要地方道等	市街地居住ゾーン	大規模公園（近隣公園以上）
河川	沿道サービスゾーン	
行政庁舎	都市サービスゾーン	



(2) 八木地域

① 全体構想における地域の位置づけ

八木支所などの公共施設が集積している八木駅周辺、および吉富駅周辺が市街地地域（「専用居住ゾーン」、「市街地居住ゾーン」など）に位置づけられており、これら以外は田園地域と森林地域として位置づけられています。

八木駅周辺は、園部市街地との連携、機能分担により、南丹市における都市拠点として、また八木地域の日常生活の活動の場として、八木駅の整備・利便性向上や近隣商業機能などの充実、周辺の田園環境と調和した魅力ある生活環境の創出を図ります。

吉富駅周辺は、田園景観と調和し、ゆとりのある居住環境を有する市街地へと計画的に誘導を図るとともに、国道9号沿道については、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、交通の利便性を活かした流通産業の誘致を図ります。

京都市方面と丹後方面を連絡する広域幹線道路である京都縦貫自動車道や国道9号を中心とする広域的な道路ネットワークを構築しており、周辺都市との連携を強化する国道477号や幹線道路などの整備促進を図ります。

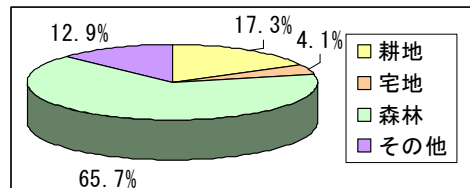


■ 全体構想における八木地域の位置づけ ■

② 地域の概況

八木地域は南丹市の南東部に位置し、東側は京都市、南側は亀岡市に接しています。

面積は 49.6 km² (南丹市の 8.0%) で、このうち森林が 65.7% を占め、宅地は 4.1% となっています。



令和 2 年時点で、人口は約 7,200 人、世帯数は約 3,200 世帯となっており、人口は市合計の 22.9% を占めています。

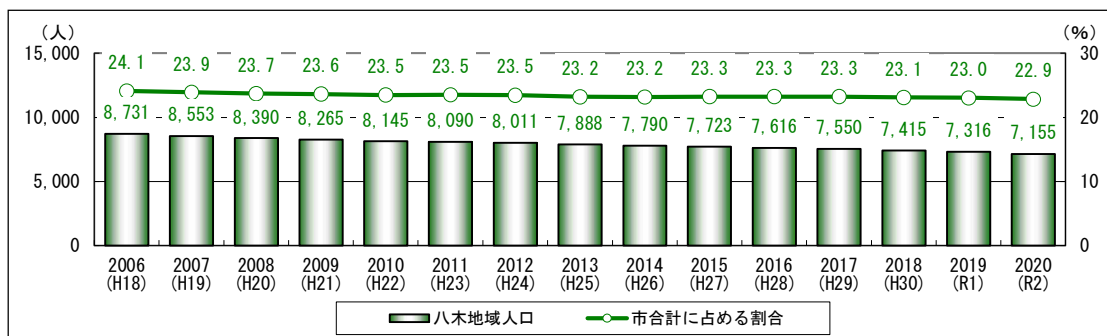
人口は一貫して減少傾向が続いており、平成 18 年から令和 2 年までに約 1,600 人の減少となっていますが、市合計に占める割合はほぼ横ばいとなっています。

世帯数はほぼ横ばいで、世帯人員は減少傾向にあり、令和 2 年時点では、2.27 人/世帯となっています。

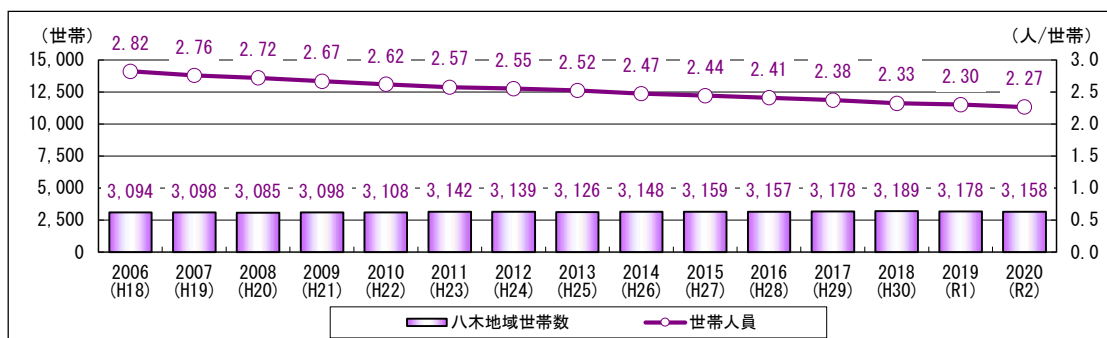
地域の西側を南東から北西にかけて、J R 山陰本線、京都縦貫自動車道、国道 9 号が通過しており、地域内には八木駅、吉富駅と八木東、八木中、八木西の 3 つの I C が設置されています。周辺都市と連絡する幹線道路としては、国道 9 号の他、国道 477 号などが通過しています。

八木駅周辺には、市役所の支所をはじめとする公共公益施設が集中しており、主に近隣住民の日常的な買物などに利用されている八木駅前商店街が形成されているほか、京都中部総合医療センターも立地しています。

桂川 (大堰川) の河川敷には、テニスコートやグラウンド、親水広場などが整備されており、地域住民の憩いの場となっています。



■八木地域の人口の推移



■八木地域の世帯数・世帯人員の推移

◇ 公共公益施設一覧 ◇

種 別	名 称		
庁 舎 等	南丹市役所八木支所 (南丹市八木コミュニティ・防災センター)		
集 会 施 設 等	南丹市コミュニティプラザよしみ		
保 健 福 祉 施 設 等	南丹市八木保健福祉センター	南丹市八木東部文化センター	
観 光 関 連 施 設	南丹市八木温泉湯施設		
公 園 施 設	南丹市八木農村環境公園	南丹市八木氷室公園	南丹市大堰川緑地公園(運動公園)
	南丹市八木東公園	南丹市八木西地区コミュニティ公園	南丹市八木文覚ふれあい公園
	南丹市八木観音寺公園	南丹市八木梅ノ木谷公園	
防 災 施 設 等	南丹市八木防災センター		
農 林 水 産 施 設	南丹市八木バイオエコロジーセンター		
義 務 教 育 施 設	南丹市立八木西小学校	南丹市立八木東小学校	南丹市立八木中学校
高 等 教 育 施 設	公立南丹看護専門学校		
社 会 教 育 施 設	南丹市八木市民センター	南丹市八木郷土資料館	南丹市八木図書室
そ の 他	京都府立丹波支援学校		

◇ 指定文化財一覧 ◇

指定区分	文化財の名称		
府指定文化財	建造物	帝釋天堂	春日神社本殿
	史跡	坊田古墳群	
府登録文化財	建造物	住吉神社本殿	荒井神社本殿
府文化財環境保全地区	住吉神社文化財環境保全地区		荒井神社文化財環境保全地区

※国、府の文化財のうち建造物と史跡、天然記念物を記載



■八木駅



■八木駅前商店街



■大堰川緑地

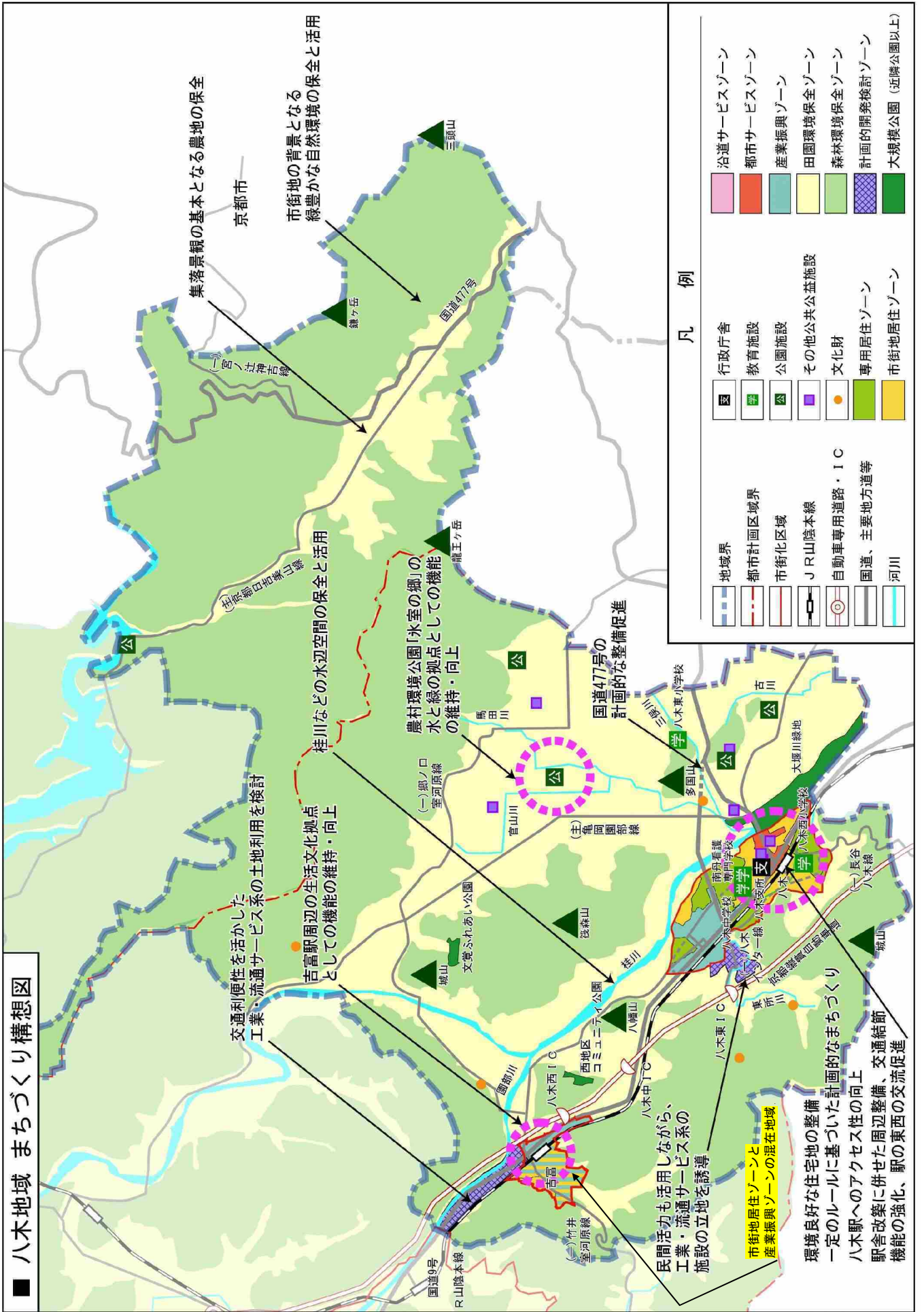


■農村環境公園 氷室の郷

③ 八木地域のまちづくり構想

市街化区域内での計画的な市街化や八木駅や吉富駅周辺の整備などにより、居住環境の向上を図り、恵まれた立地特性、交通特性を活かしたまちづくりを進めます。また、農村環境公園氷室の郷や大堰川緑地などの地域固有の資源のまちづくりへの活用を進めます。

周辺部では、市街地の背景となる自然環境を保全・活用し、快適な居住環境と営農環境の調和のとれたまちづくりを進めます。



(3) 日吉地域

① 全体構想における地域の位置づけ

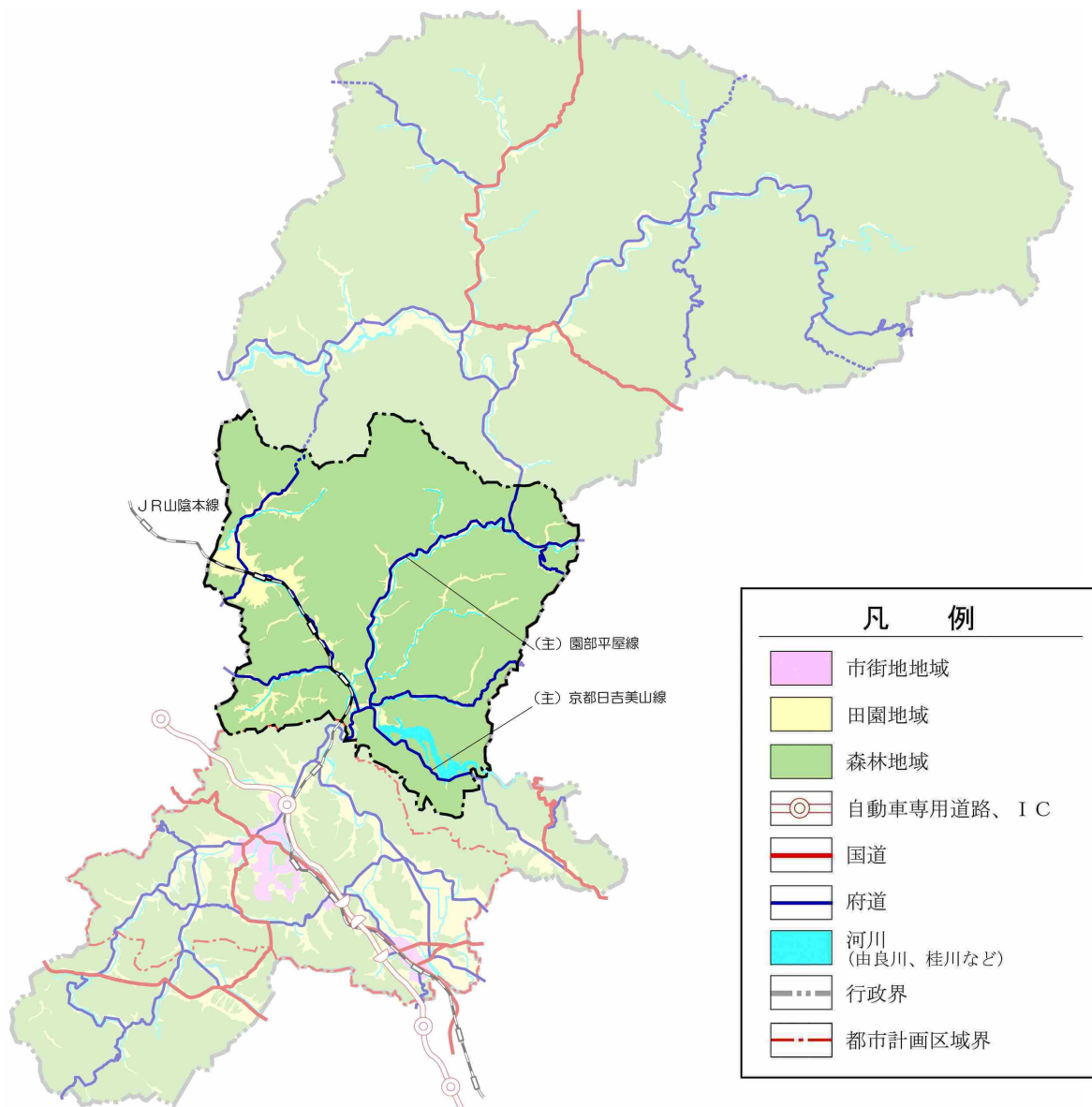
日吉支所周辺や、JR山陰本線の胡麻、鍼灸大学前、日吉駅の周辺、および幹線道路の沿道などが田園地域、その他の地域が森林地域に位置づけられています。

日吉支所周辺は、園部地域や八木地域の市街地と連携しながら、日常生活に不可欠なサービス機能の利便性の確保を図ります。

桂川の支流沿いに形成される農地は、貴重な農業生産の基盤であるとともに、背後の森林地域と一体となった優れた自然景観を形成しているため、適切に維持・保全を図ります。

日吉ダム周辺は、桂川の総合的な治水・利水機能、水源涵養や生態系の保全などの緑としての機能を保全するとともに、四季を通じて楽しめる観光・レクリエーション活動の場としての活用を図ります。

八木方面と美山方面を連絡する主要地方道京都日吉美山線、園部方面と美山方面を連絡する主要地方道園部平屋線などの幹線道路の整備促進を図ります。

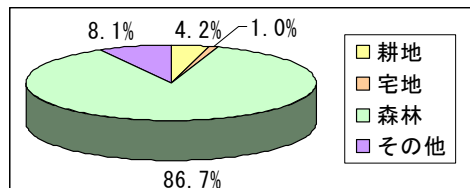


■ 全体構想における日吉地域の位置づけ ■

② 地域の概況

日吉地域は南丹市の中央部に位置し、西側は京丹波町、東側は京都市に接しています。

面積は123.5k㎡（南丹市の20.0%）で、このうち森林が86.7%を占め、宅地は1.0%となっています。



令和2年時点で、人口は約4,700人、世帯数は約2,100世帯となっており、人口は市合計の15.0%を占めています。

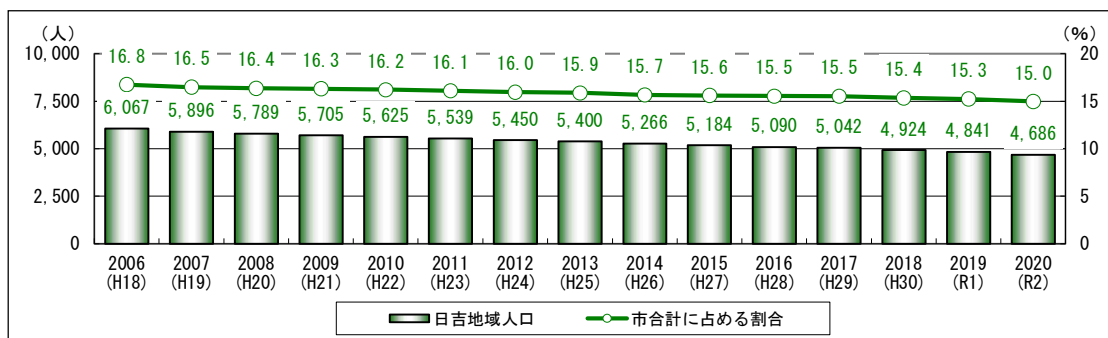
人口は一貫して減少傾向が続いており、平成18年から令和2年までに約1,400人の減少となっていますが、市合計に占める割合はほぼ横ばいとなっています。

世帯数はほぼ横ばいで、世帯人員は減少傾向にあり、令和2年時点では、2.23人/世帯となっています。

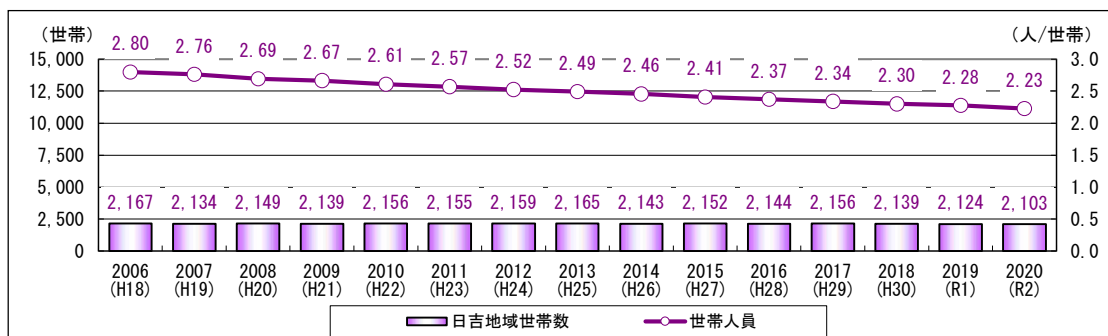
地域のほぼ中央を、園部方面と美山方面を連絡する主要地方道園部平屋線が通過しています。地域内には、JR山陰本線が通過しており、日吉駅、鍼灸大学前駅、胡麻駅が設置されています。

各駅の周辺には公共公益施設が立地しており、特に日吉駅周辺には市役所の支所をはじめとする施設が集中しています。また、胡麻駅には郷の駅胡麻屋が併設されており、地元の特産品の販売などが行われています。

スプリングスひよしや府民の森ひよしなどの観光レクリエーション資源が分布しています。



■ 日吉地域の人口の推移



■ 日吉地域の世帯数・世帯人員の推移

◇ 公共公益施設一覧 ◇

種 別	名 称		
庁 舎 等	南丹市役所日吉支所		
集 会 施 設 等	南丹市日吉市民センター	南丹市日吉胡麻コミュニティセンター	南丹市日吉殿田活力増センター
保 健 福 祉 施 設 等	南丹市日吉保健福祉センター	南丹市日吉興風交流センター	
観 光 関 連 施 設	スプリングスひよし	南丹市日吉山の家	府民の森ひよし
公 園 施 設	南丹市日吉木住親水公園 南丹市日吉上胡麻農村公園	南丹市日吉国体記念公園	南丹市日吉中村農村公園
防 災 施 設 等	南丹市日吉防災センター		
農 林 水 産 施 設	南丹市日吉林業センター		
義 務 教 育 施 設	南丹市立殿田小学校	南丹市立胡麻郷小学校	南丹市立殿田中学校
高 等 教 育 施 設	明治国際医療大学		
社 会 教 育 施 設	南丹市日吉町郷土資料館	南丹市日吉町生涯学習センター	南丹市日吉図書室

◇ 指定文化財一覧 ◇

指定区分		文化財の名称	
国登録 有形文化財	建造物	ザイラー家住宅主屋	ザイラー家住宅音楽堂
府登録文化財	建造物	多治神社本殿	
府文化財環境保全地区		多治神社文化財環境保全地区	

※国、府の文化財のうち建造物と史跡、天然記念物を記載



■スプリングスひよし



■明治国際医療大学



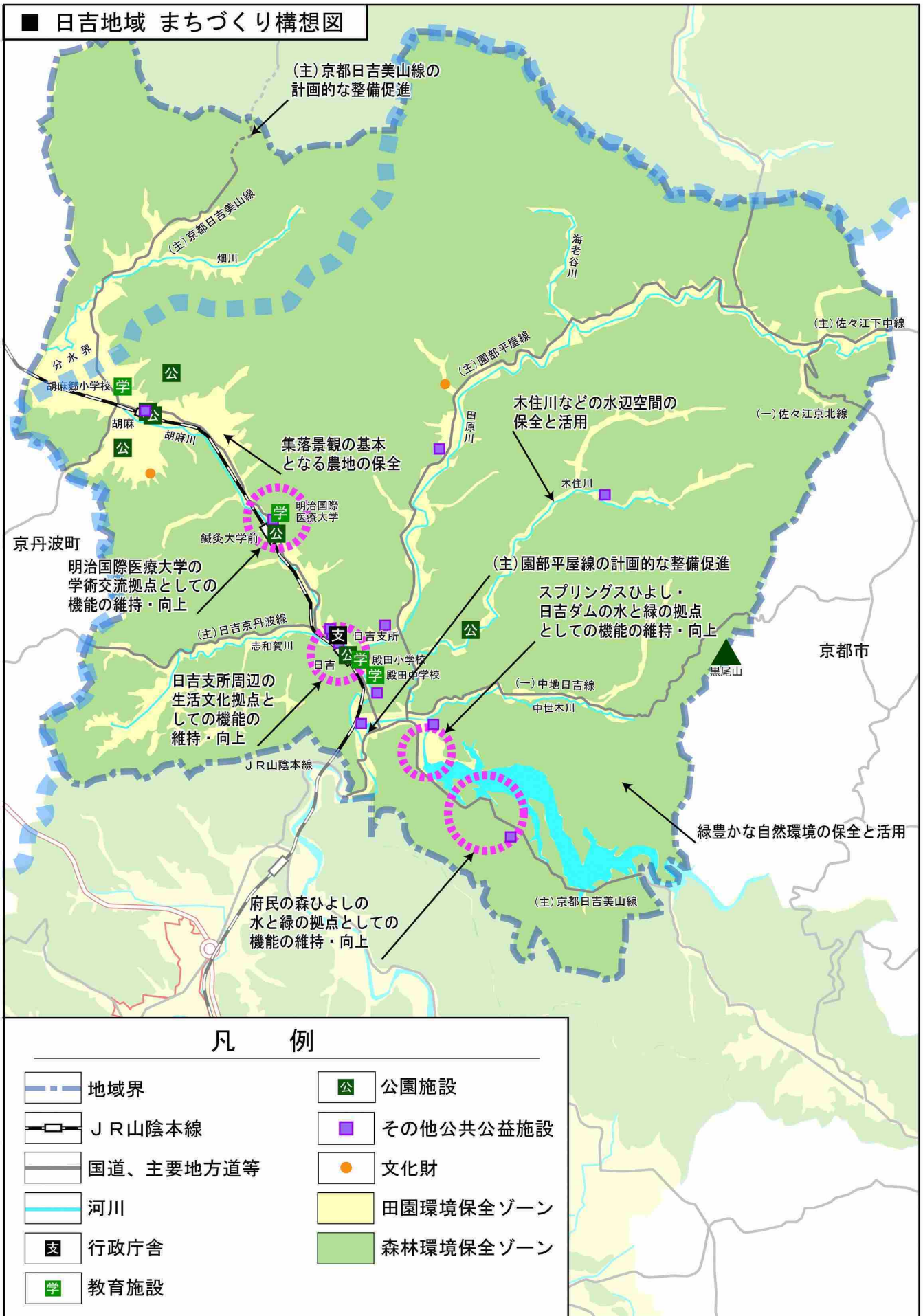
■郷の駅胡麻屋



■生涯学習センター

③ 日吉地域のまちづくり構想

府民の森ひよしや日吉ダム、スプリングスひよしをはじめとする観光レクリエーション資源や、緑豊かな山々に育まれた田園環境、全国的にも貴重な平地分水界に位置する立地特性を活かすため、緑や環境などに関する体験や講習会、健康づくりに関するイベントの開催などを通じて、多様な交流を育むまちづくりを進めます。



(4) 美山地域

① 全体構想における地域の位置づけ

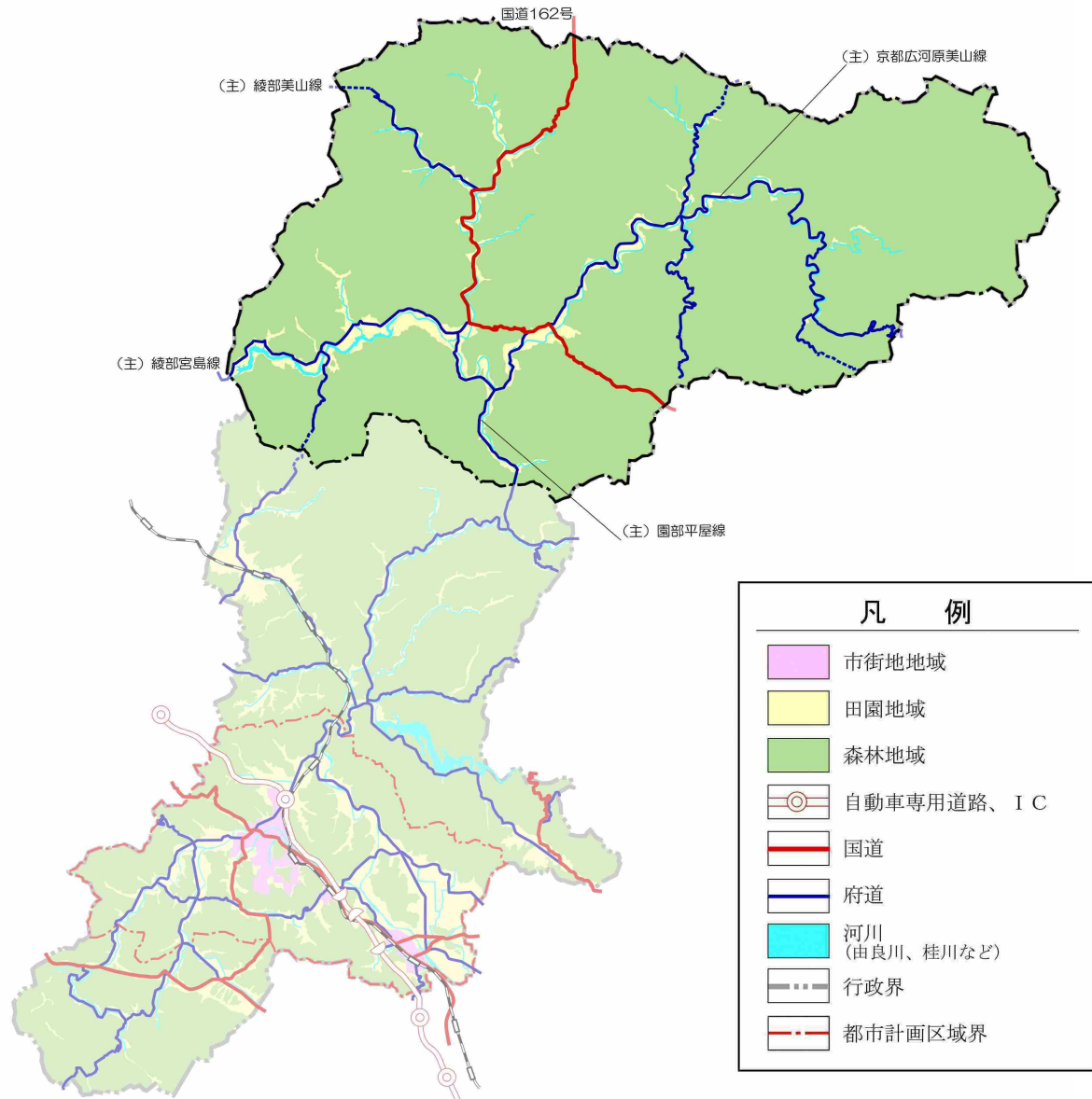
美山支所や道の駅などの公共施設が立地する幹線道路の沿道や由良川などの河川沿いが田園地域、その他の地域が森林地域に位置づけられています。

美山支所周辺は、園部地域や八木地域の市街地と連携しながら、日常生活に不可欠なサービス機能の利便性の確保を図ります。

由良川の支流沿いに形成される農地は、貴重な農業生産の基盤であるとともに、背後の森林地域と一体となった優れた自然景観を形成しているため、適切に維持・保全を図ります。

森林地域では、かやぶき民家群や芦生原生林をはじめとする貴重な地域資源を保全・活用しながら、自然とのふれあい豊かな地域整備を進めます。

小浜市方面と京都市方面を連絡する国道162号などにより、周辺都市との連携強化を図ります。また、主要地方道京都日吉美山線など、日吉地域との連携を強化する幹線道路の整備促進を図ります。

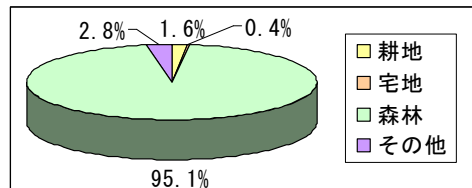


■ 全体構想における美山地域の位置づけ ■

② 地域の概況

美山地域は南丹市の北部に位置し、北側は福井県おおい町、東側は滋賀県高島市と京都市、西側は綾部市と京丹波町に接しています。

面積は 340.5k m² (南丹市の 55.2%) で、このうち森林が 95.1%を占め、宅地は 0.4%に留まっています。



令和2年時点で、人口は約 3,700 人、世帯数は約 1,800 世帯となっており、人口は市合計の 11.7%を占めています。

人口は一貫して減少傾向が続いており、平成 18 年から令和 2 年までに約 1,500 人の減少となっています。市合計に占める割合も減少傾向にあります。

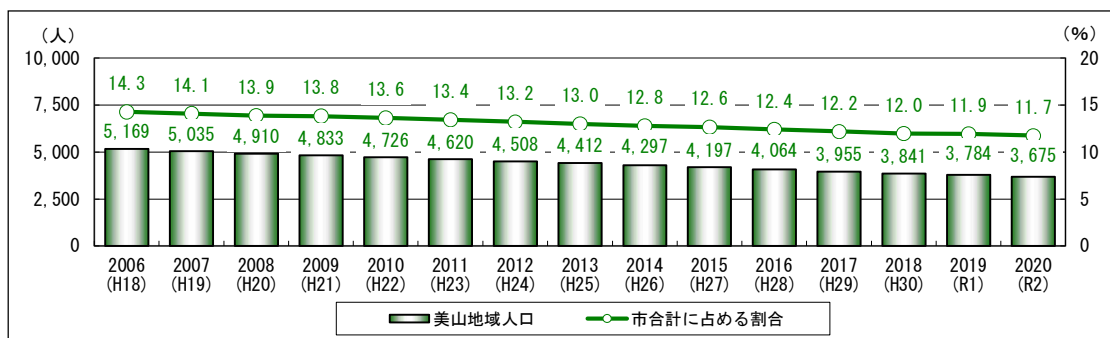
世帯数、世帯人員はともに減少傾向にあり、令和2年時点での世帯人員は 2.08 人/世帯となっています。

周辺都市と連絡する幹線道路としては、国道 162 号の他、主要地方道綾部宮島線などが通過しています。また、園部・日吉方面と連絡する幹線道路として主要地方道園部平屋線が通過しています。

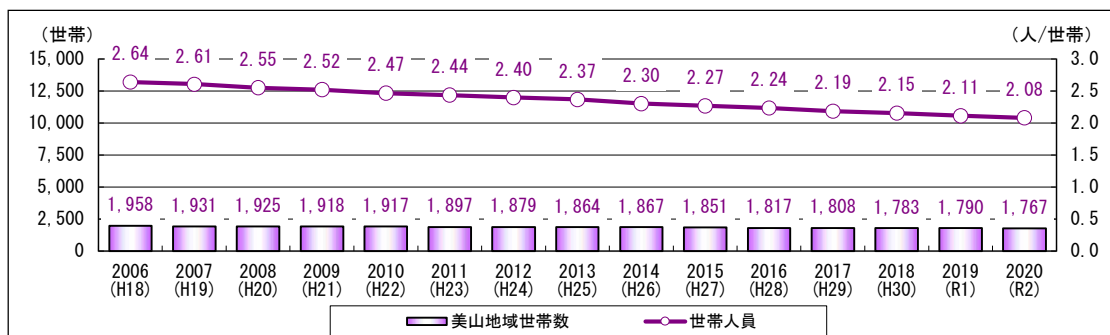
幹線道路の沿道に集落が点在しており、市役所の美山支所の周辺や道の駅周辺に公共施設が集まっています。

自然景観と茅葺き民家が調和するかやぶきの里は、伝統的な技法とともに継承された歴史景観が評価され、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

地域の北東部には、約 2,000ha の広大な芦生原生林があり、良好な自然景観を呈しています。



■美山地域の人口の推移



■美山地域の世帯数・世帯人員の推移

◇ 公共公益施設一覧 ◇

種 別	名 称		
庁 舎 等	南丹市役所美山支所		
集 会 施 設 等	南丹市美山基幹集落センター		
保 健 福 祉 施 設 等	南丹市美山保健福祉センター	南丹市美山高齢者コミュニティセンター	
観 光 関 連 施 設	南丹市美山民俗資料館	南丹市美山茅葺保存センター	南丹市美山芦生山の家
	南丹市美山町自然文化村	道の駅（美山ふれあい広場）	南丹市美山和泉交差点観光交流広場
公 園 施 設	南丹市美山大野ダム公園	南丹市美山岩江戸公園	南丹市美山やすらぎの広場
	南丹市美山安掛農村広場	南丹市美山安掛水辺公園	南丹市美山若草遊園地
	南丹市美山国体記念公園		
農 林 水 産 施 設	南丹市美山農業振興総合センター		
義 務 教 育 施 設	南丹市立美山小学校	南丹市立美山中学校	
高 等 教 育 施 設	京都府立北桑田高等学校美山分校		
社 会 教 育 施 設	南丹市美山図書室	南丹市美山文化ホール	南丹市美山郷土資料館
	南丹市美山かやぶき美術館		
そ の 他	南丹市美山上平屋火葬場		

◇ 指定文化財一覧 ◇

指定区分		文化財の名称	
国指定重要文化財	建造物	石田家住宅	小林家住宅主屋、小屋、土蔵
重要伝統的建造物群保存地区		南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区	
国登録有形文化財	建造物	竹澤家住宅主屋	西尾家住宅主屋
		旧小山家住宅(田村屋蝋庵)主屋	旧小山家住宅(田村屋蝋庵)土蔵
		旧小山家住宅(田村屋蝋庵)庭門及び塀	
府指定文化財	建造物	八幡神社本殿	
府登録文化財	建造物	道相神社本殿・拜殿	宝泉寺大師堂
府文化財環境保全地区		八幡神社文化財環境保全地区	
		道相神社文化財環境保全地区	

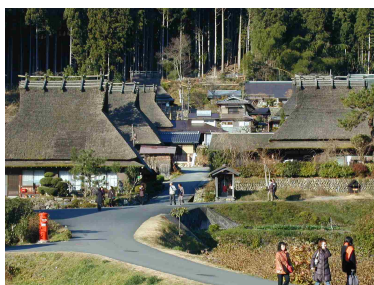
※国、府の文化財のうち建造物と史跡、天然記念物を記載



■美山支所



■美山郷土資料館



■かやぶきの里



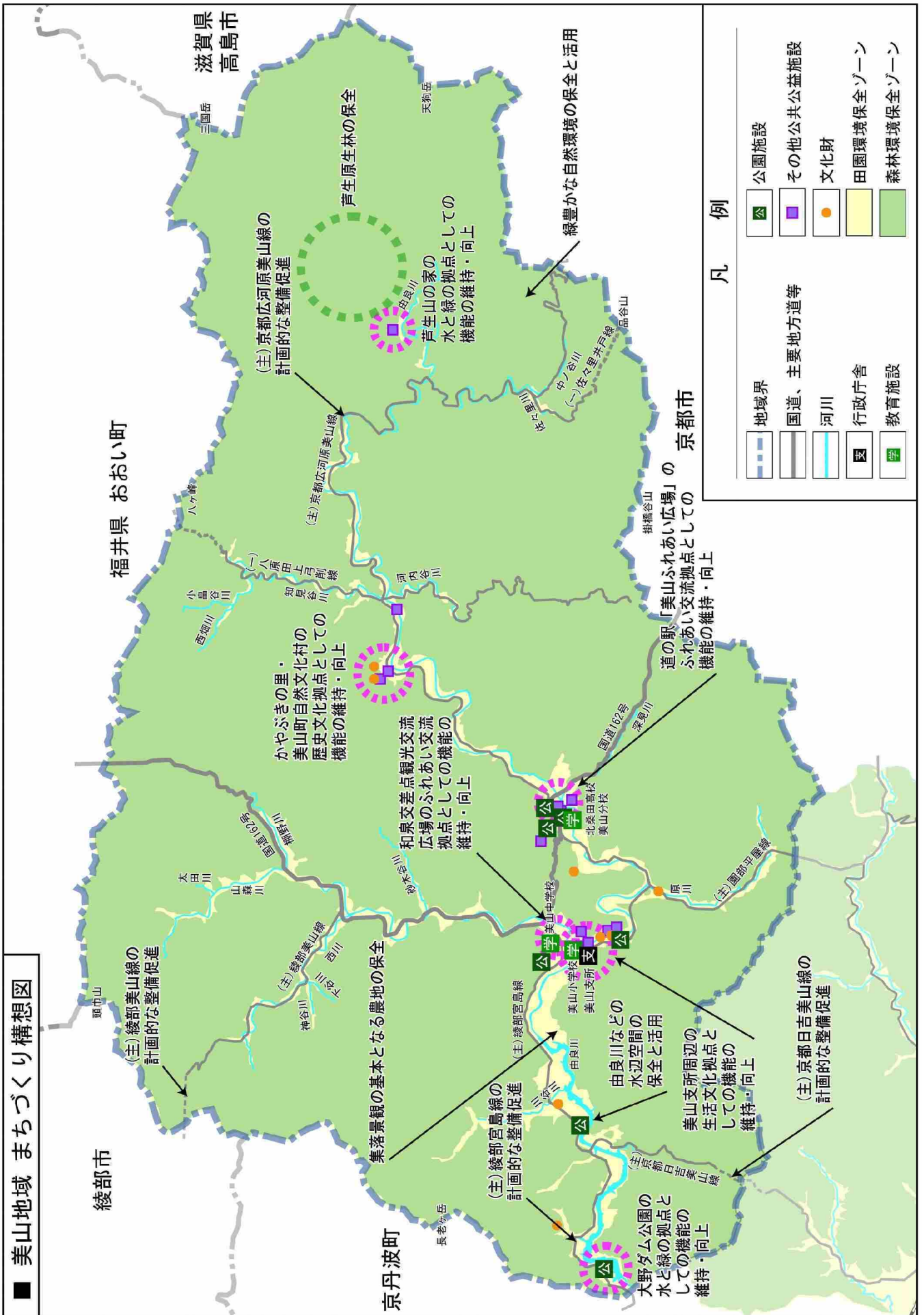
■美山ふれあい広場

③ 美山地域のまちづくり構想

今後とも、地域の人口、活力を維持していくため、芦生原生林や由良川をはじめとする自然環境や、かやぶきの里に代表される地域固有の歴史文化資産を活かした、個性豊かで活力のあるまちづくりを進めます。

農業体験やグリーンツーリズムに加えて、エコツーリズム、ヘルスツーリズムなどによるまちづくりを進めます。

日本風景街道に登録されている「美山かやぶき由良里街道」、「西の鯖街道」など、沿道の地域資源や景観を活かした地域づくりを進めます。



第5章 都市計画区域におけるまちづくりの実現化に向けて

1. 都市計画区域におけるまちづくりの実現化に向けた基本的な考え方

まちづくりには、都市計画法に基づいた「都市計画のツールを用いたまちづくり」と、それを補完する「条例などに基づくまちづくり」があります。

本都市計画マスタープランに掲げている将来都市像“つないで個性を磨く「住み続けたい・住んでみたいまち」”を実現するためには、行政が中心となってまちづくりの根幹となる基盤整備を計画的に進めるとともに、身近な地域に必要な施設については、市民と行政の協働によってそれぞれの地域の状況に応じた取り組みを進めることが重要です。

都市計画マスタープランの実現に向けた各種施策の実施にあたっては、特定の分野に限ることなく総合的な取り組みが必要となりますが、その中でも都市計画に関連する施策は、総合的なまちづくりを先導するという意味で非常に重要な位置づけにあります。

このため第5章では、全体構想、地域別構想での検討結果を踏まえて、都市計画区域を対象として、今後のまちづくりの実現化に向けた考え方についてとりまとめます。

具体的には、市街化区域におけるまちづくりの方針や都市計画関連施策、段階的な取り組みの考え方、モデル地区における先導的に取り組むべき施策などについて検討を行い、計画改訂後の「都市計画マスタープランの進行管理と見直し」の考え方について整理します。

併せて、都市計画の枠組みを超えた幅広い視点から見た、市民参加と協働による「市民が主役となるまちづくり」のあり方についても整理します。

2. 都市計画によるまちづくりのシナリオ

(1) 市街化区域およびその周辺のまちづくりの基本方針

園部、八木、吉富の市街化区域およびその周辺におけるまちづくりの基本方針を以下のように設定し、土地利用、交通体系、公園・緑地などの各種施策の連携により、計画的な市街地整備を進めます。

■土地利用の方針

□利便性の高い市街地の形成

- ・都市サービスゾーンは、賑わいや活力のある、南丹市における商業や業務の中心地として各種都市機能を充実
- ・沿道サービスゾーンは、沿道のまちなみにも配慮しつつ、交通利便性を活かした店舗や事務所、流通産業などの土地利用を誘導
- ・専用居住ゾーンは、残存する農地の適切な利用転換を図りつつ、戸建て住宅を中心としたゆとりのある居住環境を形成
- ・市街地居住ゾーンは、一般の住宅と日常生活を支える商業・業務、保健・福祉などの各施設の調和した暮らしやすい環境を形成
- ・学術・文化交流ゾーンは、地域に開かれた学びの場として、既存機能を維持・向上
- ・産業振興ゾーンは、周辺環境への影響に配慮しつつ、産業拠点としての機能を強化
- ・園部 I C 周辺地区及び八木東 I C 周辺地区（計画的開発検討ゾーン）は、民間活力も活用し、工業・流通サービス系の土地利用を検討
- ・園部市街地と八木市街地に挟まれる国道 9 号の沿道（計画的開発検討ゾーン）は、立地ポテンシャルを活かした工業・流通サービス系の土地利用を検討
- ・園部町城南町地区（計画的開発検討ゾーン）は、隣接する工業地域と一体的な工業地として、工業系の土地利用を検討
- ・八木駅の西側は、土地区画整理事業により環境良好な住宅地を形成

□立地適正化計画に基づく居住、都市機能の緩やかな誘導

- ・一定の人口集積により支えられている生活サービスを将来にわたり提供しつづけるために、主に若年層の定住を促進するなど、居住を誘導する区域を設定
- ・市民の生活に必要なサービスを将来にわたり提供しつづけるために、計画的に生活サービス施設を立地・誘導する区域を設定

□優れた自然環境、快適な集落環境の維持・保全

- ・生産緑地地区制度による市街化区域内農地の保全
- ・市街地や既存集落周辺の里山環境や身近な水辺空間など、豊かで多様な自然環境の維持・保全
- ・周辺の自然環境と調和した快適な集落環境の維持・向上

■交通体系の整備の方針

□地域の特性に配慮した道路整備

- ・未整備の都市計画道路は、京都府の見直し指針に基づいて必要性の再検討を行い、必要と判断された路線については計画的に整備
- ・既存の道路の拡幅などにより、交通の安全性の確保、緊急時・災害時における緊急車両の円滑な通行、火災時の延焼防止などに寄与し、地域住民の生活環境の向上に資する道路整備を推進

□地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・市役所周辺と園部駅の連携強化、それぞれの交通結節機能の強化
- ・八木駅の改築、八木駅自由通路線の整備
- ・都市計画道路八木西線の整備、八木駅東口駅前広場の方向性の検討
- ・駅へのアクセスの向上などによる鉄道の利便性向上
- ・運行ルートの見直しなどによるバスの利便性向上
- ・八木市街地を循環する環状型の公共交通サービスの運行を検討

■公園・緑地の整備の方針

□恵まれた自然環境を体感できる緑地空間の活用

- ・園部公園、大堰川緑地のスポーツ交流拠点としての機能の維持・向上
- ・農村環境公園氷室の郷の水と緑の拠点としての機能の維持・向上

□身近な公園・緑地の整備、緑化の推進

- ・整備済の公園における遊具や施設の老朽化などに応じた再整備
- ・市街地整備に併せた計画的な街区公園の確保
- ・公共施設や民有地の緑化

■景観づくりの方針

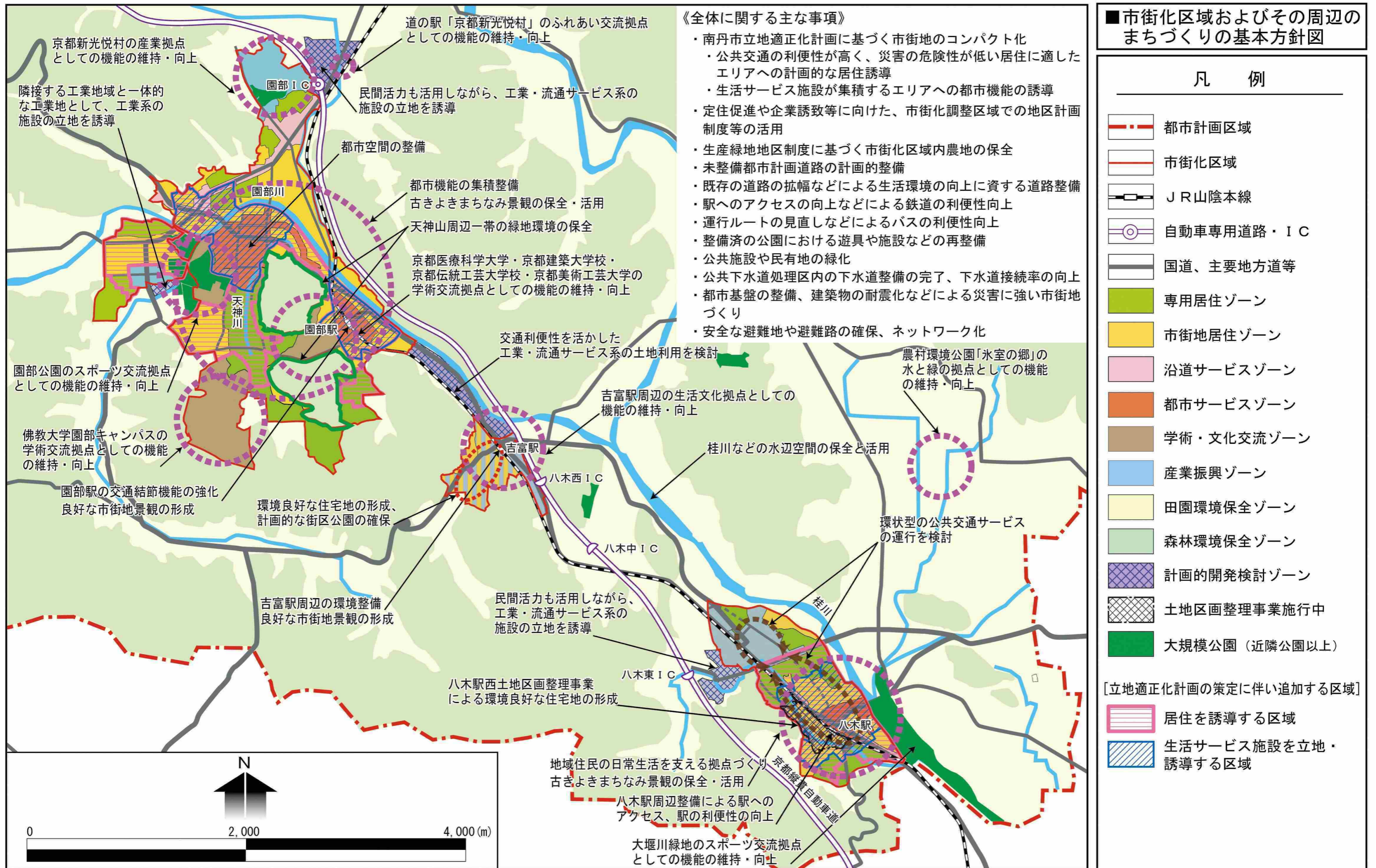
- ・旧山陰街道に残されている古きよきまちなみ景観の保全・活用と次世代への継承
- ・駅前広場や道路空間の整備・緑化の推進などによる市街地景観の形成

■河川、上下水道の整備の方針

- ・関係機関との連携による総合的な治水対策
- ・桂川をはじめとする主な河川空間は、憩いの場として地域の特性を活かした活用を推進
- ・公共下水道処理区内の下水道整備の完了、下水道接続率の向上

■安全・安心のまちづくりの方針

- ・都市基盤の整備、建築物の耐震化などによる災害に強い市街地づくり
- ・安全な避難地や避難路の確保、ネットワーク化



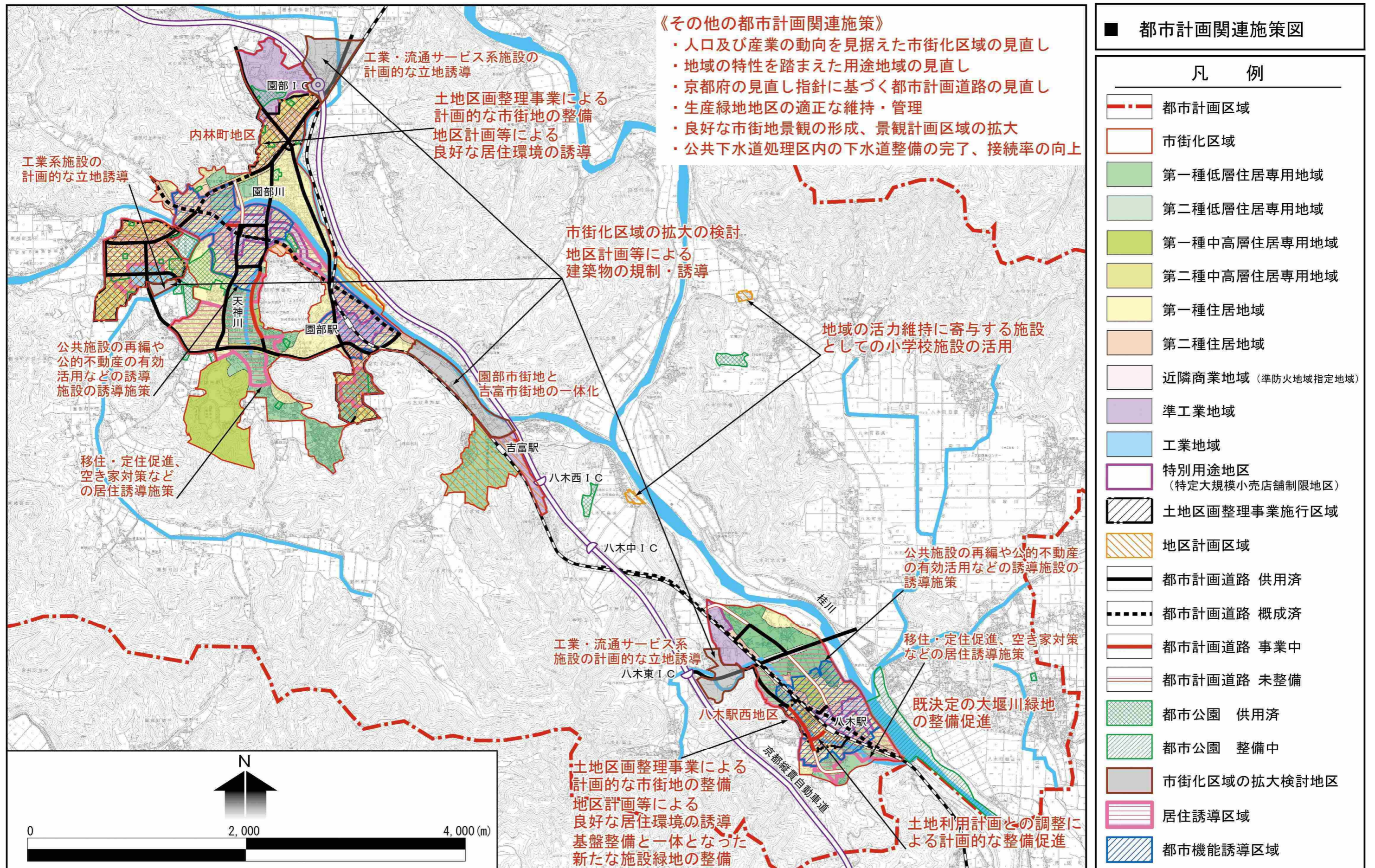
(2) 都市計画関連施策の取り組み

南丹市における都市計画関連の取り組みは、都市計画区域の指定（市街化区域・市街化調整区域）をはじめ、地域地区（用途地域、準防火地域など）、地区計画、都市施設（道路、公園、緑地など）、市街地開発事業（土地区画整理事業など）などがあり、これまで各種の規制・誘導や事業を進めてきました。

今後とも、社会経済情勢の変化、それぞれの地域特性や課題に応じた各種の施策の着実な実施を図ります。

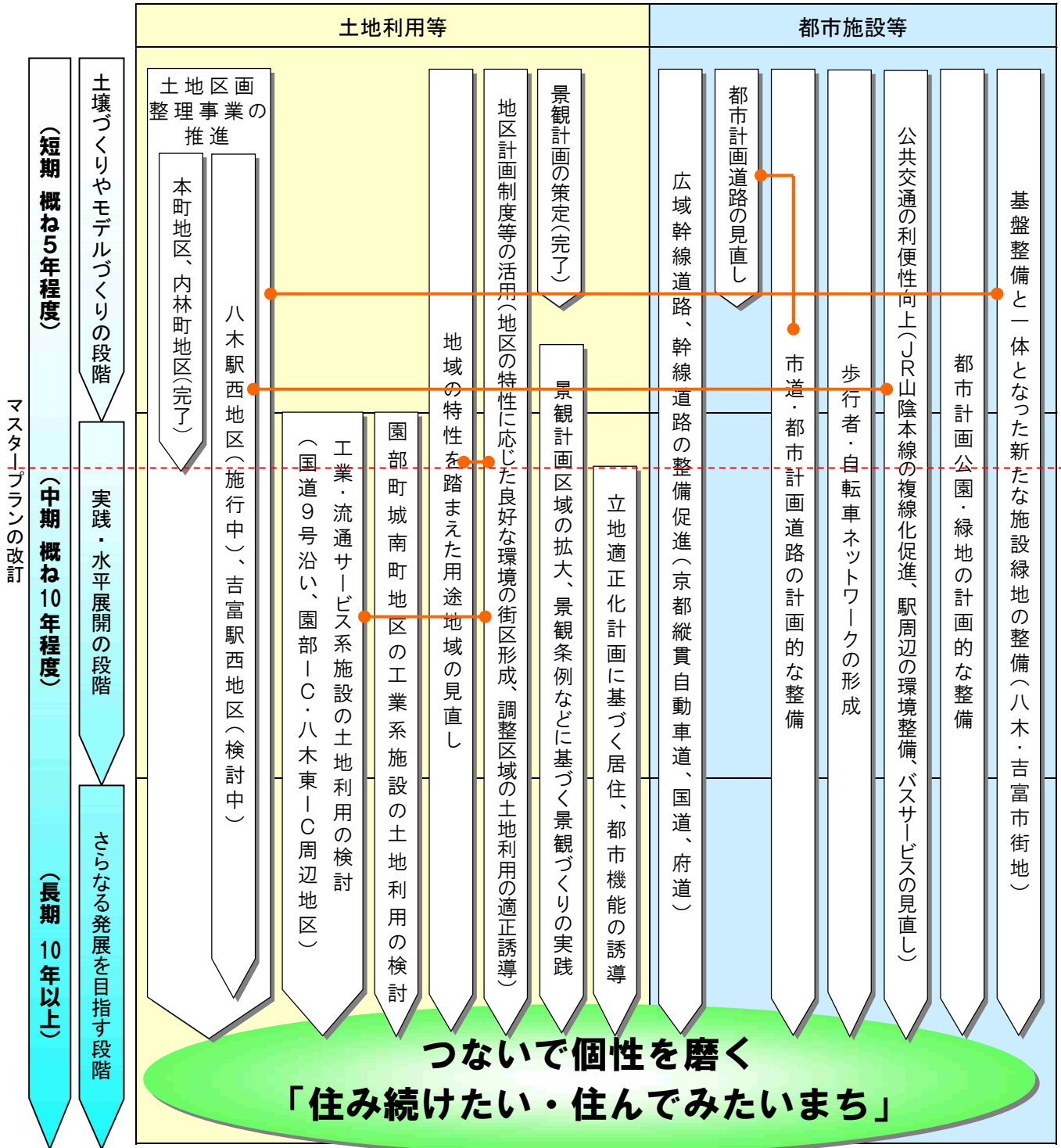
◇ 都市計画関連施策の取り組み ◇

種 別	都市計画等のツール	施策の取り組み内容（対象地区など）
土地利用 関連	市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> ・園部市街地と吉富市街地の一体化（国道9号沿いの市街化区域への編入の検討） ・工業・流通サービス系施設の計画的な立地誘導（園部IC周辺、八木東IC周辺の市街化区域への編入の検討） ・隣接する工業地域と一体的な工業地としての土地利用を検討（園部城南町地区の市街化区域への編入の検討） ・人口及び産業の動向を見据えた市街化区域の見直し
	用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を踏まえた用途地域の見直し（計画的な建築行為を適正に誘導）
	特別用途地区	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域、準工業地域を対象に特定大規模小売店舗の立地を制限
	準防火地域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣商業地域を対象に建築物の防火機能を向上
	市街地開発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業による計画的な市街地の整備（八木駅西地区、吉富駅西地区）
	地区計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用方針に応じた建築物の規制・誘導（市街化区域編入地区） ・良好な居住環境の誘導（土地区画整理事業の実施地区） ・地域の集会・福祉・交流拠点としての小学校施設の活用（旧川辺小学校、旧新庄小学校、旧吉富小学校） ・定住促進、企業誘致等に向けた、市街化調整区域での地区計画制度等の活用の検討
	景観地区	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な市街地景観の形成 ・景観計画区域の拡大
都市施設等	立地適正化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住促進、空き家対策などの居住誘導施策（居住誘導区域） ・公共施設の再編や公的不動産の有効活用などの誘導施設の誘導施策（都市機能誘導区域）
	都市計画道路	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府都市計画道路網見直し指針に基づく見直し（長期未着手路線など） ・土地利用計画との調整による計画的な整備促進（八木西線などの整備の必要性の高い路線）
	都市計画公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・既決定の大堰川緑地の整備促進 ・園部公園の再整備 ・基盤整備と一体となった新たな施設緑地の整備（八木・吉富市街地）
	生産緑地地区	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な維持・管理（生産緑地指定地区）
	公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道処理区内の下水道整備の完了、下水道接続率の向上
	火葬場、ごみ焼却場等	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設の都市計画決定、改修



(3) 計画的・段階的なまちづくりの進め方

個別施策の実施効果が結びついて相乗効果を発揮したり、次の施策展開を円滑に導いたりするように、計画的・かつ段階的にまちづくりを進めます。



※上記に掲げるほか、市民の日常生活を支える河川や上下水道などの各種都市施設の効率的な整備・維持管理、都市環境や都市防災の取り組みについては、着実な整備推進を図ります

※ここでの短期・中期・長期とは平成23年の当初マスタープラン策定からの期間を想定しています

■ 計画的・段階的なまちづくりの進め方のイメージ ■

(4) まちづくりの先導プロジェクト

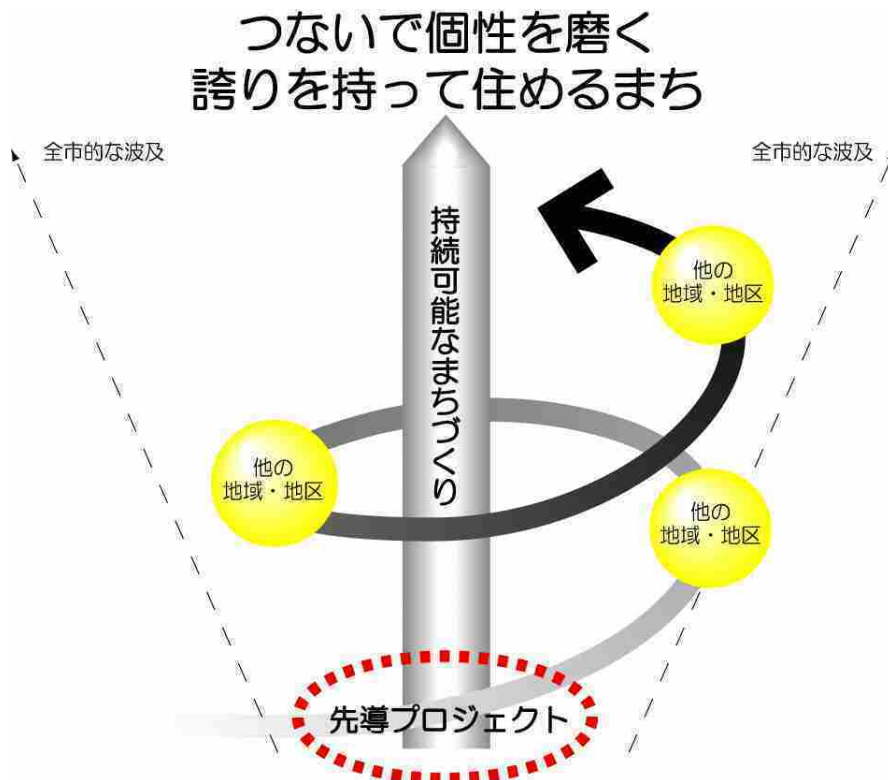
① 先導プロジェクトによるまちづくりの実現化

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを前進させるため、一体的・総合的に取り組むべきモデル地区として園部地区市街地中心部、八木地区市街地中心部の2地区を設定し、当該地区における施策をまちづくりの先導プロジェクトとして位置づけます。

モデル地区名	設定根拠
園部地区市街地中心部	市役所や国・府の行政機関、国際交流会館や園部公園などの施設が集積し、市民の日常生活の拠点となっているとともに、土地区画整理事業などの都市計画のツールを活用したまちづくりが進められている。
八木地区市街地中心部	京都中部総合医療センターや八木支所、八木駅などの施設が集積し、八木地域の日常生活の拠点となっているとともに、八木駅西地区では土地区画整理事業による計画的な整備が進められている。

モデル地区では、南丹市立地適正化計画に基づいて、住宅や医療・福祉・商業等の都市機能増進施設の立地の適正化を図ります。

先導プロジェクトを実施するとともに、市民に対して積極的にPRしながら、まちづくりに関する意識高揚と他の地区への取り組みの波及を図ることにより、効果的にまちづくりを進めることが可能となります。



■ 先導プロジェクトによる波及効果のイメージ ■

② 立地適正化計画に基づく誘導区域・誘導施設

■ 居住誘導区域

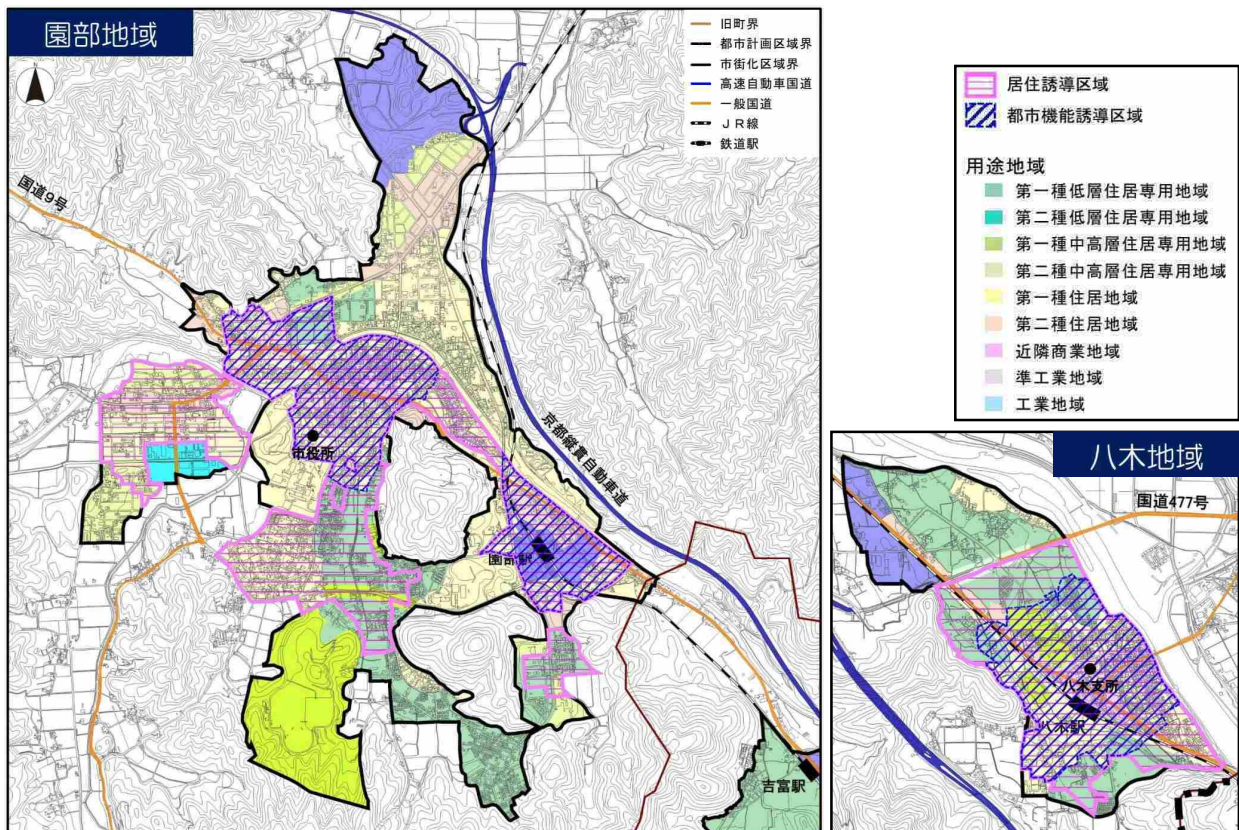
設定の目的	一定の人口集積により支えられている生活サービスを将来にわたり提供しつづけるために、主に若年層の定住を促進するなど、居住を誘導する区域を設定
設定方針	下記のA～Cを満たすエリアを基本に設定 A. 『都市拠点』を中心とした住宅地で、将来にわたり一定の人口密度が維持できるエリア B. 公共交通の利便性が高いエリア C. 災害の危険性が低く、居住に適したエリア

■ 都市機能誘導区域

設定の目的	市民の生活に必要なサービスを将来にわたり提供しつづけるために、計画的に生活サービス施設を立地・誘導する区域を設定
設定方針	居住誘導区域内の下記のA・Bのエリアを基本に設定 A. 『都市拠点』の鉄道駅から無理なく歩いていけるエリア B. 現状において生活サービス施設が集積しているエリアで、誘導施設として設定した施設に無理なく歩いて行けるエリア

■ 誘導施設（立地を誘導すべき都市機能増進施設）

施 設		都市機能誘導区域	
		市役所・ 園部駅周辺	八木支所・ 八木駅周辺
医療施設	病院、診療所	●	●
商業施設	食料品・日用品店	●	●
子育て支援施設	保育所	●	●
教育施設	幼稚園	●	●
文化施設	図書館、公民館、博物館	●	●（公民館）



■ 居住誘導区域、都市機能誘導区域のまとめ ■

③ 園部地区市街地中心部の先導プロジェクト

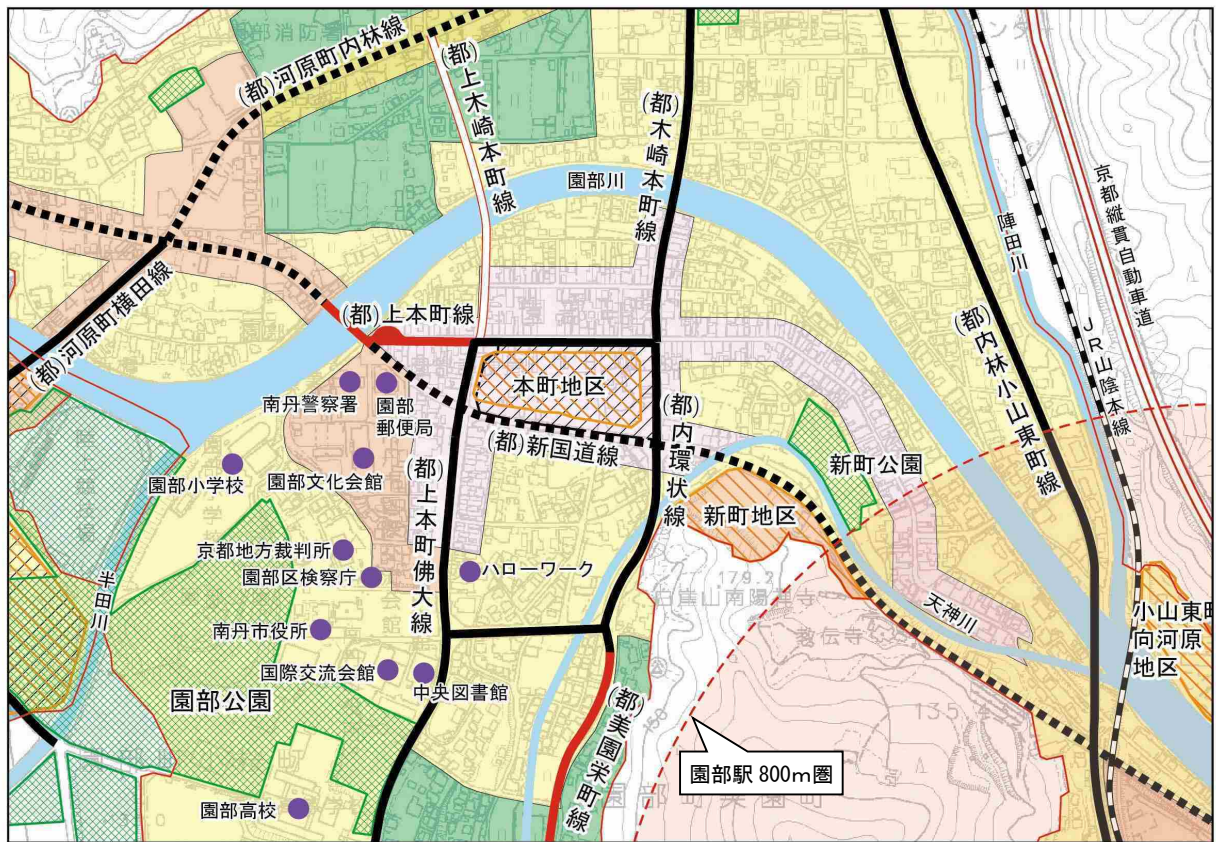
■地区の現況

園部地区の市街地中心部は、市役所や国・府の行政機関、国際交流会館や園部公園など、市民の日常生活に必要なサービスを提供する施設が集積しており、南丹市の中で中心的な役割を果たしています。

本町地区では、土地区画整理事業が完了しており、にぎわいづくりに向けた取り組みが進められています。

当初計画策定以降、(都) 上本町佛大線、(都) 内環状線等の整備が完了しており、(都) 上本町線、(都) 美園栄町線が事業中、(都) 上木崎本町線が未整備となっています。

その他、現道がある等廃止に伴う大きな影響がない都市計画道路については見直し(廃止)を実施しています。



凡 例					
	第一種低層住居専用地域		都市計画道路 供用済		都市公園 供用済
	第二種中高層住居専用地域		都市計画道路 概成済		土地区画整理事業施行区域
	第一種住居地域		都市計画道路 事業中		地区計画区域
	第二種住居地域		都市計画道路 未整備		公共施設
	近隣商業地域		市街化区域		

■地区の整備方針

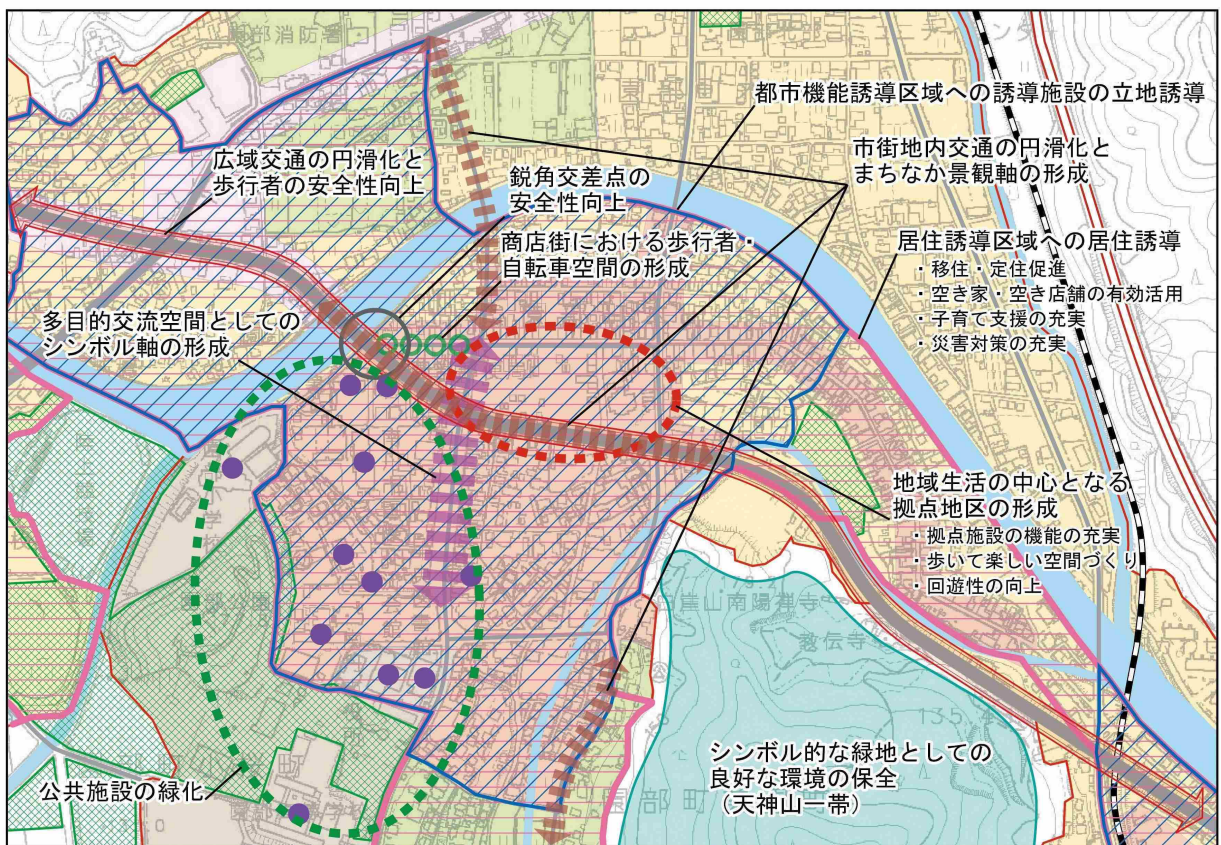
園部町本町地区については、拠点となる施設の機能の充実、ユニバーサルデザインに基づいた歩いて楽しい空間づくりによる回遊性の向上などにより、地域生活の中心となる拠点地区の形成を図ります。

本町地区と市役所周辺を結ぶシンボルロードは、多目的な交流空間としてのシンボル軸の形成を図ります。(都) 上本町線は、商店街における歩行者・自転車空間の形成を図るとともに、国道9号との交差点部については鋭角交差点の安全性の向上を図ります。

長期間未着手となっている都市計画道路については、平成25年に京都府都市計画道路網見直し指針に基づいた見直しを行っており、今後とも計画的な整備により、市街地内交通の円滑化と生活利便性の向上を図ります。

良好な自然環境の残る天神山一帯の保全や公共施設の緑化などにより、緑豊かで潤いのある市街地を目指します。

居住誘導区域への居住誘導、都市機能誘導区域への誘導施設の立地誘導を図ります。

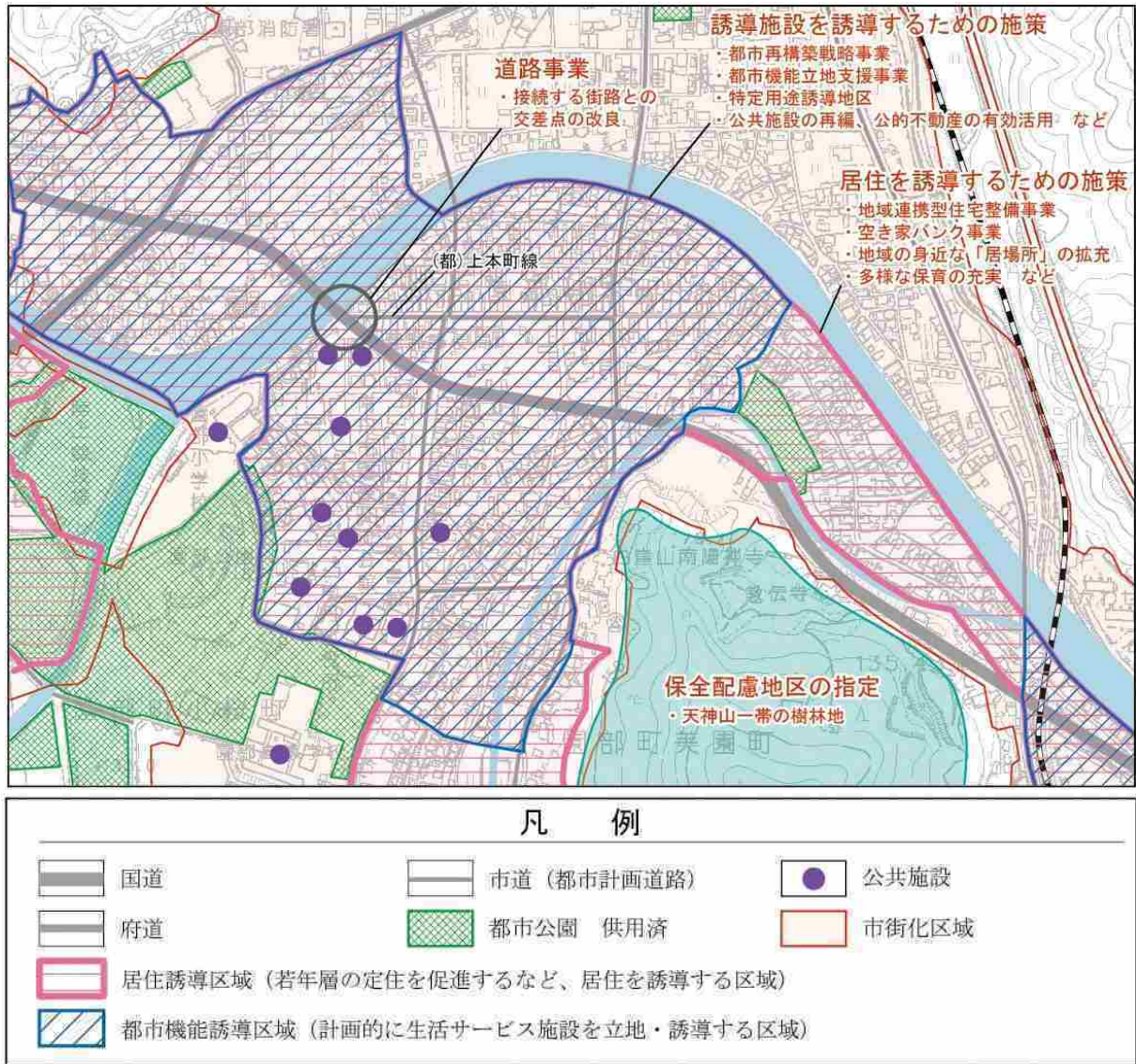


凡 例			
	専用居住ゾーン (良好な居住環境の維持・増進を図る)		国道
	市街地居住ゾーン (より生活しやすい市街地への再編を図る)		府道
	沿道サービスゾーン (交通利便性を活かした店舗や事務所等の配置を図る)		市道 (都市計画道路)
	都市サービスゾーン (多様な都市機能の配置により、活力やにぎわいのある土地利用を誘導する)		都市公園 供用済
	学術・文化交流ゾーン (多様な人々が学び集まる環境づくりを進める)		公共施設
	居住誘導区域 (若年層の定住を促進するなど、居住を誘導する区域)		
	都市機能誘導区域 (計画的に生活サービス施設を立地・誘導する区域)		

■先導プロジェクト（たたき台）

これまでの経緯を踏まえて、都市計画に基づいた各種事業や制度を活用し、南丹市のまちづくりの先導的役割を担う地区として、積極的に各施策を推進します。

具体的な取り組みを進めるにあたっては、地域住民の理解と協力が不可欠なため、地域住民への周知、事業内容への住民意向の反映を図りながら計画的、かつ段階的に取り組むとともに、事業実施後における住民などによる施設などの積極的な活用を促進します。



※今回示しているたたき台は現時点で想定されるものであり、今後まちづくりに関わる各主体の意向を反映しながら、内容の充実、具体化を図っていく必要があります。

④ 八木地区市街地中心部の先導プロジェクト

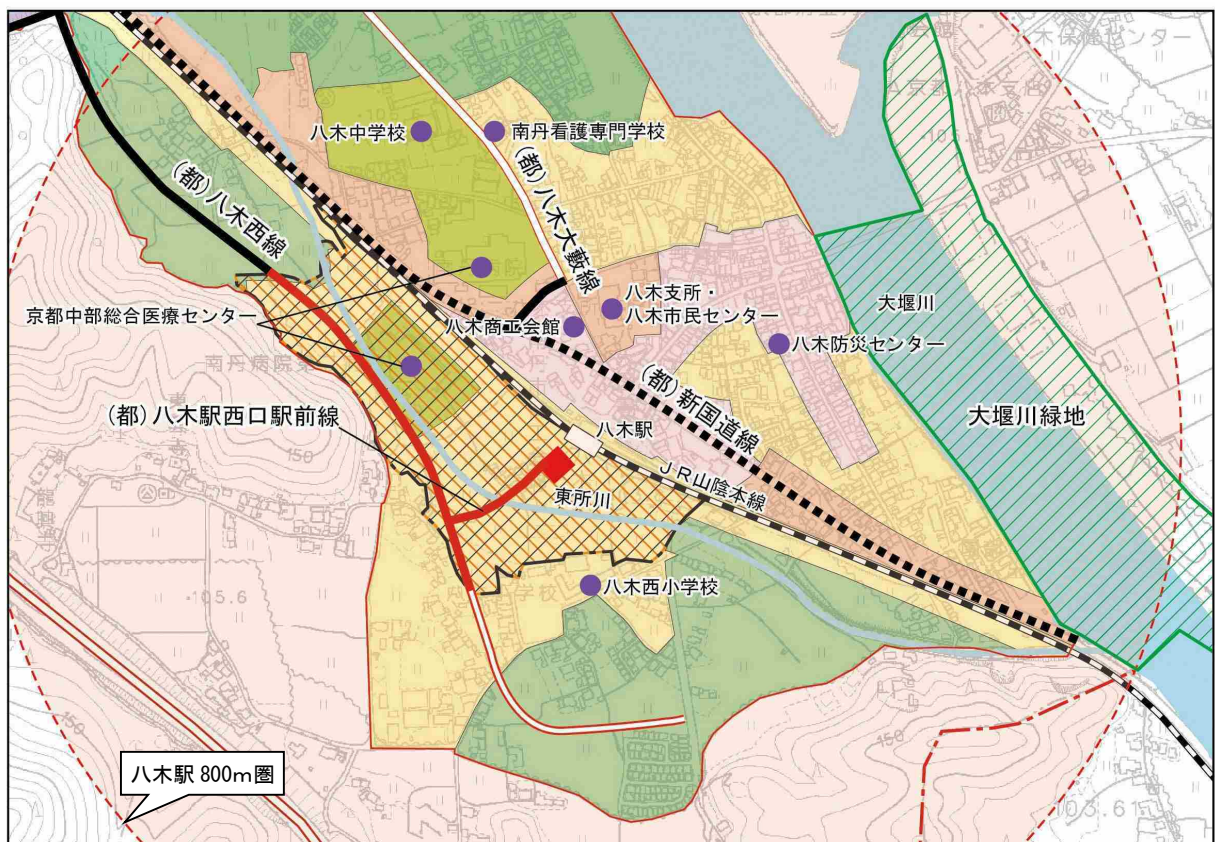
■ 地区の現況

八木地区の市街地中心部は、八木駅を中心として、八木支所・八木市民センターや京都中部総合医療センターなど、市民の日常生活に必要なサービスを提供する施設が集積しており、八木地域の中で中心的な役割を果たしています。

八木駅は老朽化が著しく、駅周辺を含めた整備が重要な課題となっています。

八木駅前には密集市街地が形成されており、狭小な幅員の道路が多くなっている一方で、駅の西部にはまとまった農地が残存しており、土地区画整理事業による計画的な市街地の整備が進められています。

都市計画道路については、(都)八木西線は一部区間が事業中の他、未整備区間も残されています。また、大堰川緑地は整備中となっています。



凡 例		
第一種低層住居専用地域	都市計画道路 供用済	市街化区域
第二種中高層住居専用地域	都市計画道路 概成済	都市公園 整備中
第一種住居地域	都市計画道路 事業中	土地区画整理事業施行区域
第二種住居地域	都市計画道路 計画決定済	地区計画区域
近隣商業地域	都市計画区域	公共施設

■地区の整備方針

八木駅周辺については、JRによる駅舎の改築に併せて、駅へのアクセス性の向上による交通結節機能の強化、駅の東西の交流促進を図ります。

八木駅西地区では、駅周辺の整備に併せて、環境良好な住宅地の整備を図るとともに、一定のルールに基づいた計画的なまちづくりを進めます。

長期間未着手となっている都市計画道路については、平成25年に京都府都市計画道路網見直し指針に基づいた見直しを行っており、今後とも計画的な整備により、市街地内交通の円滑化と生活利便性の向上を図ります。

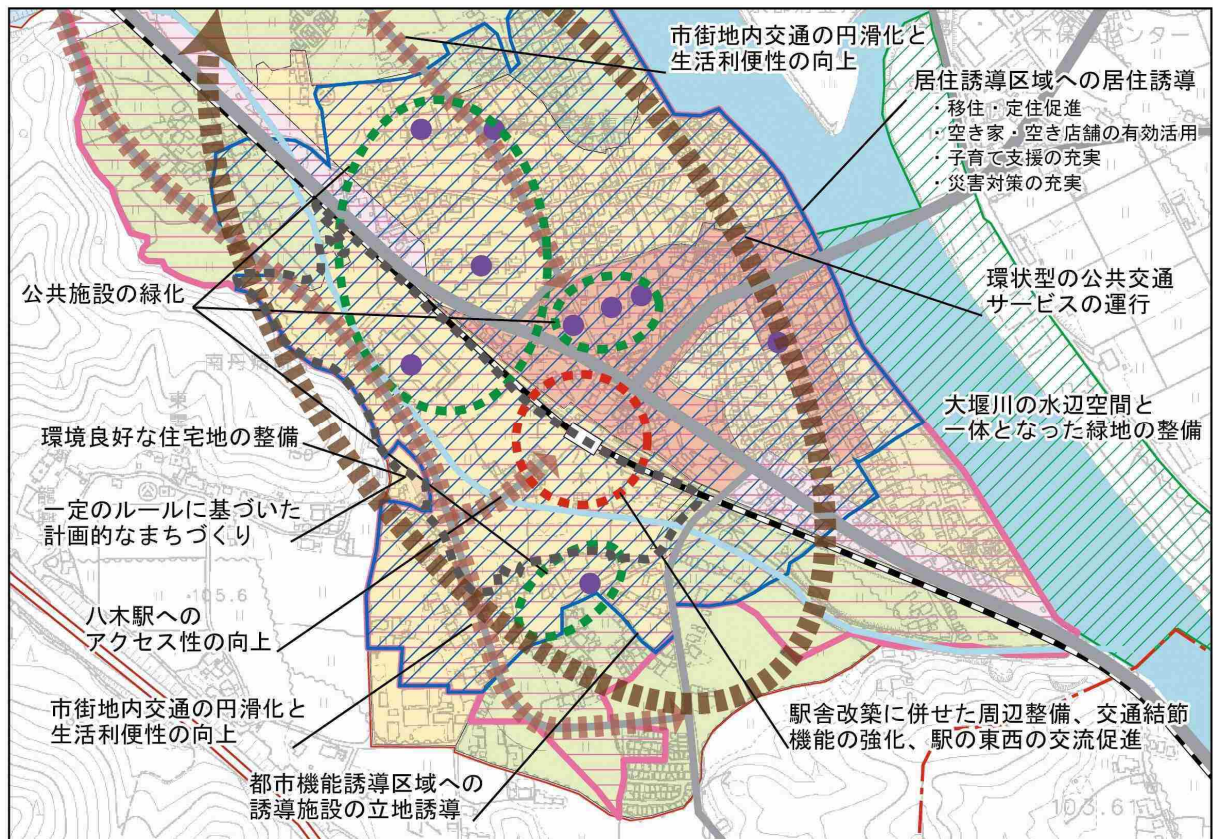
市民の日常の移動手段として、環状型の公共交通サービスの運行を検討します。

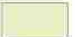










市街地内に残存する集団的な農地については、宅地需要の見通しなどを踏まえて、将来的に農地として活用することが有効であると考えられる場合には、既存の市街化区域の見直しについても検討していきます。

公共施設の緑化により、緑豊かで潤いのある市街地を目指します。

大堰川緑地は、八木市街地における都市基幹公園の機能を補完する緑地として、また、桂川の水辺空間と一体となった潤いのある緑地として整備を推進します。

居住誘導区域への居住誘導、都市機能誘導区域への誘導施設の立地誘導を図ります。

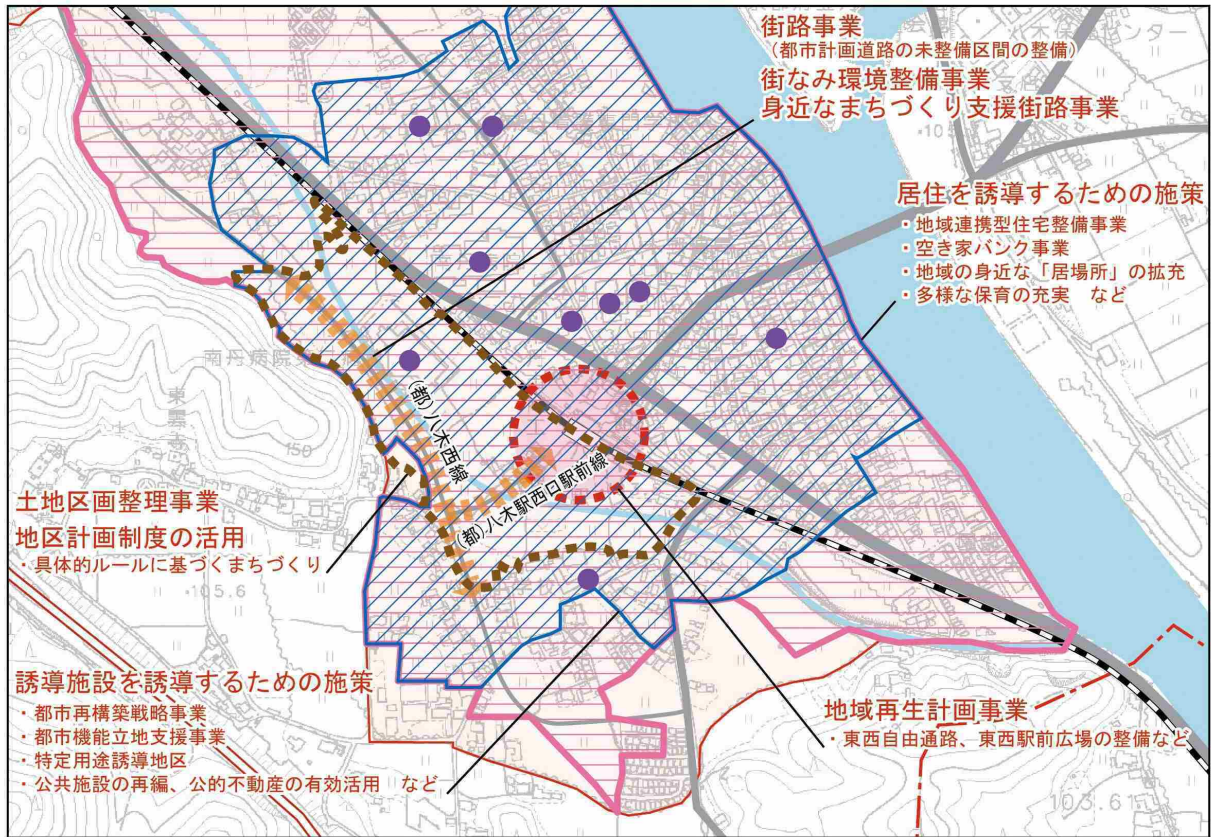


凡 例			
	専用居住ゾーン（良好な居住環境の維持・増進を図る）		国道
	市街地居住ゾーン（より生活しやすい市街地への再編を図る）		府道
	沿道サービスゾーン（交通利便性を活かした店舗や事務所等の配置を図る）		市道（都市計画道路）
	都市サービスゾーン（多様な都市機能の配置により、活力やにぎわいのある土地利用を誘導する）		都市公園 整備中
	居住誘導区域（若年層の定住を促進するなど、居住を誘導する区域）		公共施設
	都市機能誘導区域（計画的に生活サービス施設を立地・誘導する区域）		

■先導プロジェクト（たたき台）

これまでの経緯を踏まえて、都市計画に基づいた各種事業や制度を活用し、南丹市のまちづくりの先導的役割を担う地区として、積極的に各施策を推進します。

具体的な取り組みを進めるにあたっては、地域住民の理解と協力が不可欠なため、地域住民への周知、事業内容への住民意向の反映を図りながら計画的、かつ段階的に取り組むとともに、事業実施後における住民などによる施設などの積極的な活用を促進します。



凡 例					
	国道		市道（都市計画道路）		市街化区域
	府道		公共施設		
	居住誘導区域（若年層の定住を促進するなど、居住を誘導する区域）				
	都市機能誘導区域（計画的に生活サービス施設を立地・誘導する区域）				

※今回示しているたたき台は現時点で想定されるものであり、今後まちづくりに関わる各主体の意向を反映しながら、内容の充実、具体化を図っていく必要があります。

(5) 市民が主体的に関わる都市計画制度の活用

土地利用などの視点から身近な生活環境を高める市民の主体的な取り組みについては、地区計画等、都市計画提案制度などの都市計画制度を積極的に活用します。

【地区計画等（都市計画法第12条の4・5、及び第16条第3項）】

南丹市では、土地区画整理事業を施行した地区、統廃合に伴う小学校跡地などの11地区において活用しています。

地区計画制度には、標準的な規制の基準はなく、地区の特性や地域住民の総意のもとで目標とした目指す地区像の実現に向けて、様々な規制基準を使い分けることができます。

今後とも、まちの拠点となる駅周辺や、戸建て専用住宅地、一団の工業地、国土レベルの幹線道路などの多様な特性を有する地区において、制度を活用していきたいと考えています。

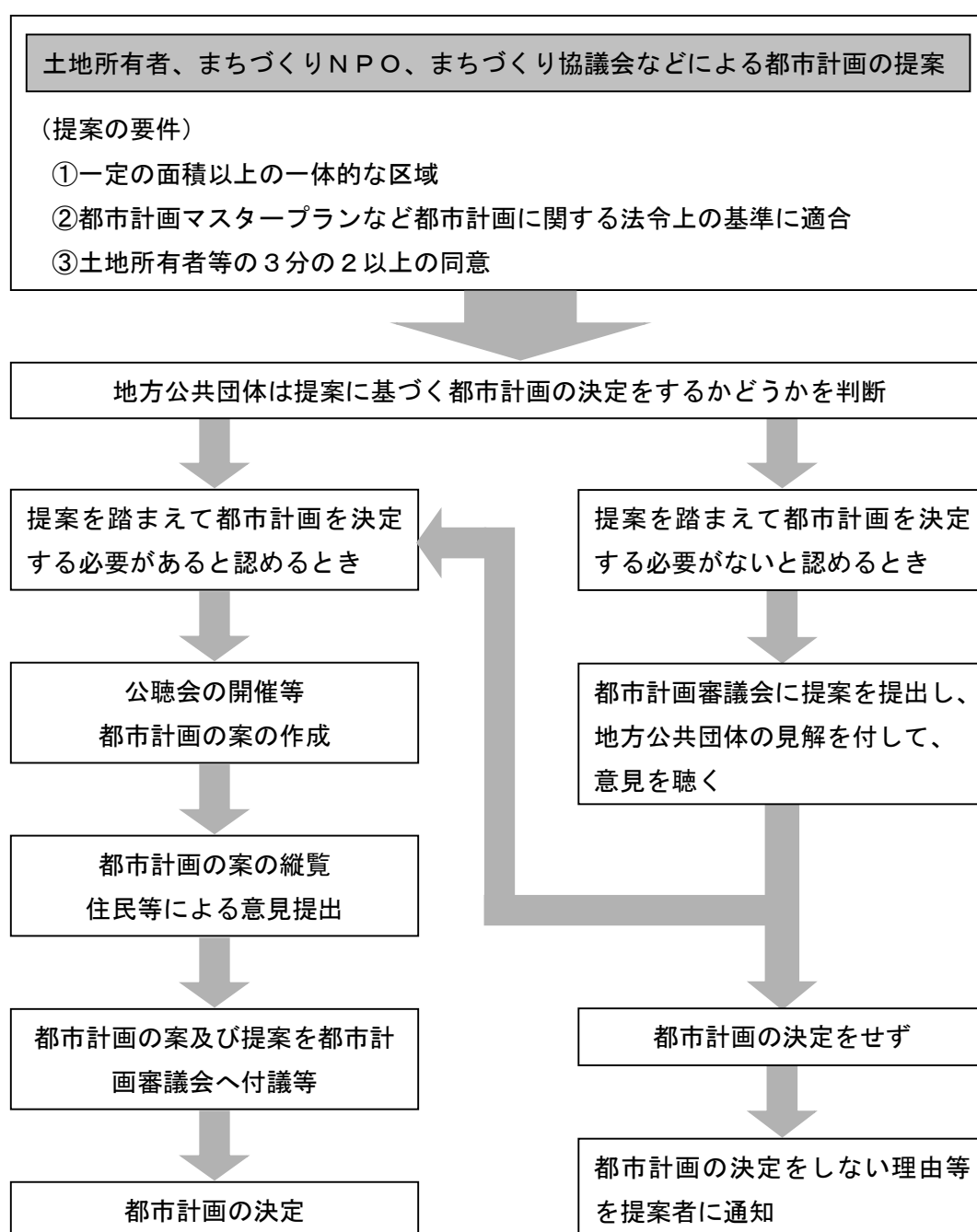


【都市計画提案制度（都市計画法第21条の2）】

平成14年の都市計画法の改正により、都市計画提案制度が創設されました。

都市計画提案制度は、一団の土地の区域について、土地所有者等が主体的に身近なまちづくりを実践・推進していくために、一定の条件を満たした場合、都市計画の決定または変更を提案することができる制度です。

南丹市においても、「市民が主役となるまちづくり」を実現するため、広く制度の周知を行い、適切な運用のもとで活用促進に取り組めます。



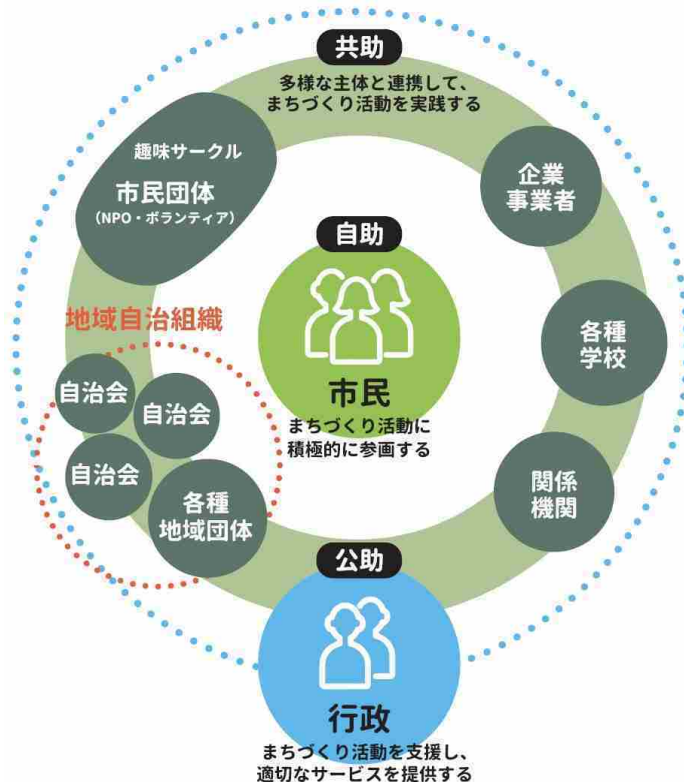
■ 都市計画提案制度の基本フロー（出典：国土交通省ホームページ） ■

3. 市民が主役となるまちづくりの推進

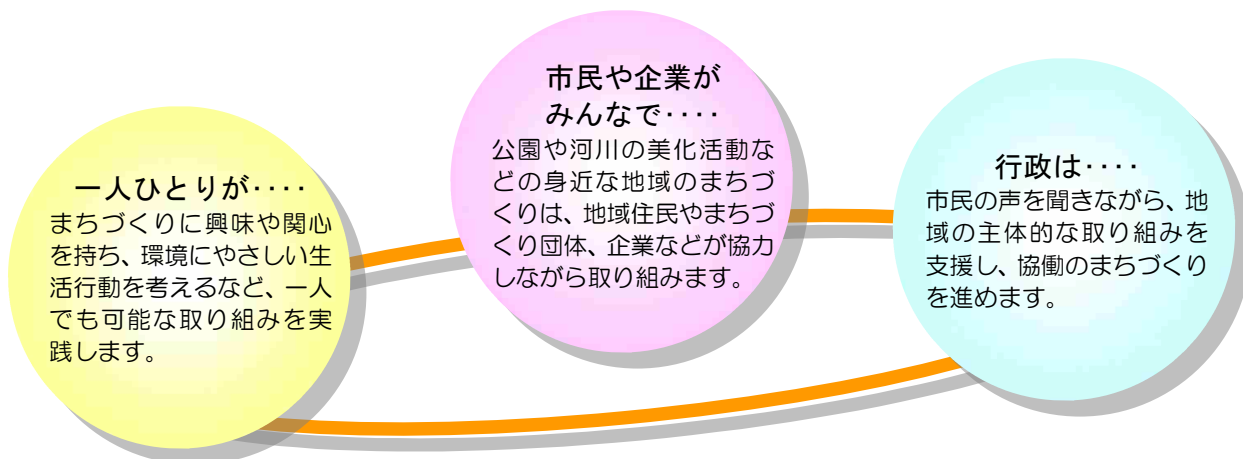
(1) 市民が主役となるまちづくりの考え方

まちづくりとは、行政が主体となって行う道路や公園などの整備だけではなく、市民が主体となって、あるいは市民と行政の協働によって行われる身近な取り組みもまちづくりの一つです。

今後のまちづくりを進めていくためには、「自助・共助・公助」による「補完性の原則」に基づき、南丹市全体や身近な地域を将来どのようにしていきたいかを市民と行政が協働しながら考えていくことが重要です。



■ 「補完性の原則」に基づく協働のまちづくりのイメージ ■
 (出典：第2次南丹市総合振興計画)



■ 市民が主役となるまちづくりの考え方 ■

(2) 市民参加と協働によるまちづくりの現状

南丹市では、180 を超える各区や美山地域にみられる旧村単位を基本とした地域振興会、30 を超える特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）や数々の団体が組織されており、市民による防災活動や防犯活動、環境美化活動などの地域における活動のほか、NPO法人による福祉や子育て、交通などの様々な分野での主体的な活動が広がりつつあります。また、多くの高等教育機関が立地し4,000人を超える学生が行き交う教育のまちとしての特徴を活かして、各大学などと連携して、地域イベントへの参加などの事業も進めています。

美山地域では、合併を契機として「美山まちづくり委員会」が設立されるなど、地域の課題解決に向けた市民主体の先進的な取り組みが進められてきましたが、市民参加に対する取り組みには地域差がみられ全市的な取り組みには至っていないことや、まちづくりに関する情報が市民に分かりやすく伝わっていないことによる情報の共有化が不十分であることなどが課題となっていました。

こうした中で、南丹市では、平成20年度から市職員が地域の会議や集会に講師として出向き、市の事業や施策などについて説明する「地域づくり出前講座」を実施しており、平成22年4月には、多様な市民参加の機会を確保し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進することを目的とした「南丹市市民参加と協働の推進に関する条例」を施行しました。更に、この条例施行後、実際に市民参加と協働を進める施策として「市民提案型まちづくり活動支援交付金制度」を創設し、令和2年度からは「まちづくり活動交付金制度」に移行しています。

また、平成24年には多様な担い手をつなげる中間支援組織として「南丹市まちづくりデザインセンター」を設置し、南丹市を中心に活動しているNPOやボランティア団体などを総合的に支援するとともに、市民活動に関心のある人やこれから活動を始めたい人への情報発信、活動の機会を提供することで、地域課題の解決や地域活性化を図っています。

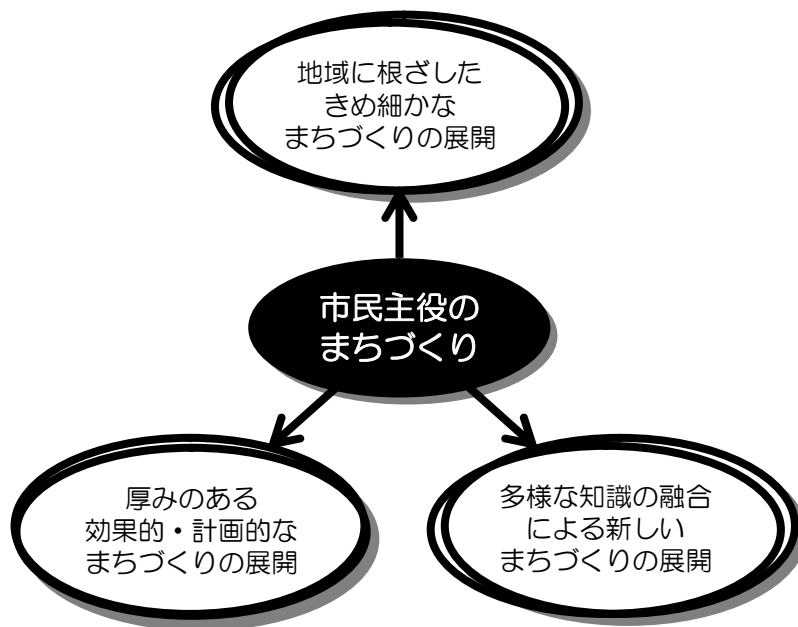
さらに、平成26年度からは、市役所の各所属で実施されている又は今後実施が予定されている施策や事業についての現状と今後の計画などをとりまとめた「南丹市市民参加と協働の実施計画」を作成し、市民がまちづくりに参加するための情報提供に取り組んでいます。

(3) 市民が主役となるまちづくりを進める必要性

人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民のまちづくりに対するニーズはますます多様化しており、行政がこれら全てに対応していくことは困難な状況となっています。

安全で快適に暮らせる質の高い生活空間を形成し、「誇りを持って住める」まちを実現するためには、これまでの行政主導型のまちづくりではなく、市民や企業、行政がともに自分たちの役割を自覚し、責任ある協働により今後のまちづくりを進める必要があります。

このため、市民が自主性・主体性を持って公共の活動を担う「市民参加」や「協働」などの市民が主役となるまちづくりを進めることは、南丹市のそれぞれの地域で抱える様々な課題を解消し、地域の特性を活かしたまちづくりを実現していくために極めて重要といえます。



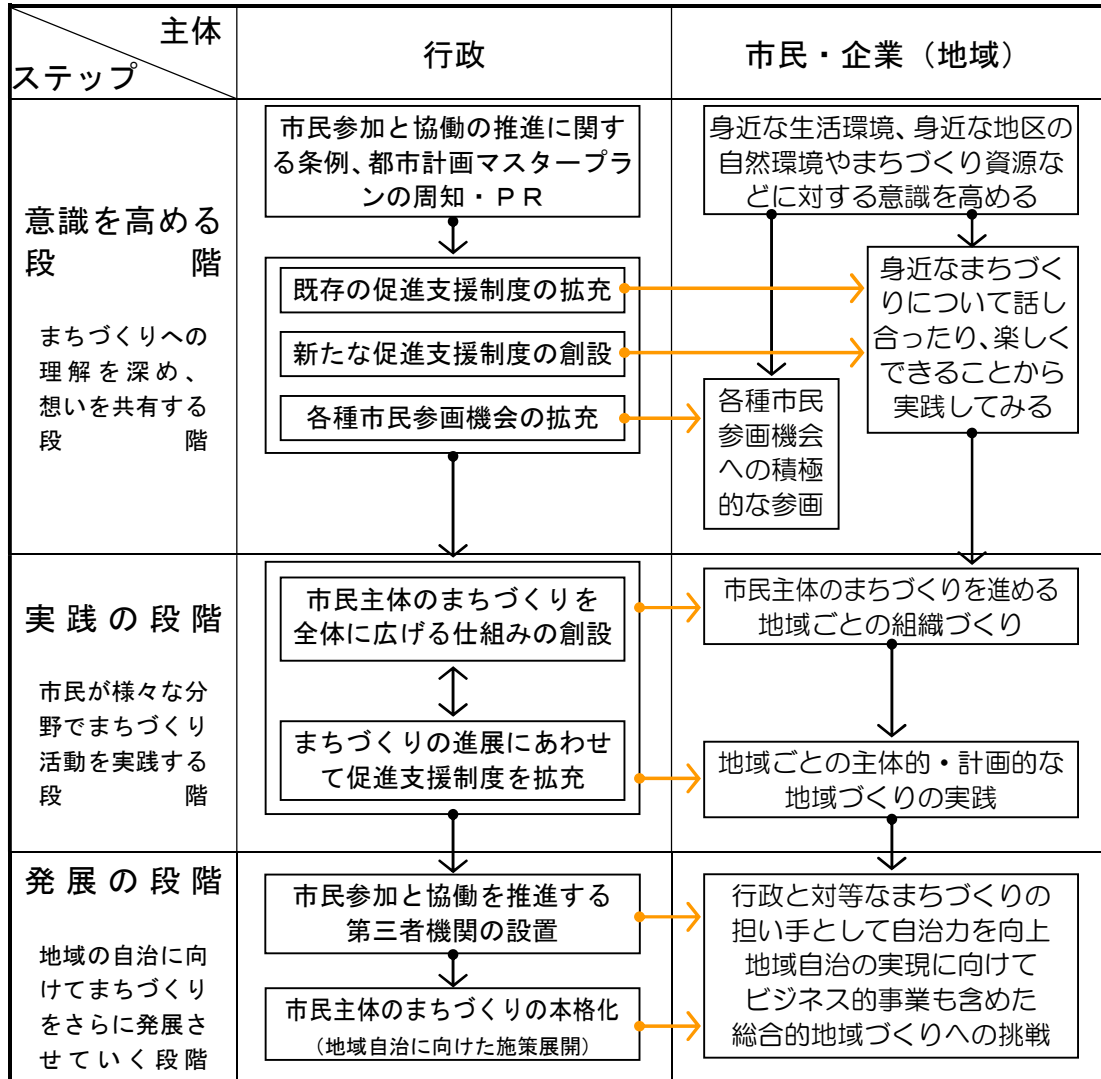
■ 市民が主役となるまちづくりの必要性と効果 ■

(4) 段階的な取り組みのイメージ

市民が主役となるまちづくりを定着させるためには、南丹市における市民主体のまちづくりの現状を踏まえて段階的に取り組むことが重要です。

市民参加と協働の推進に関する条例に基づいて、「意識を高める段階」、「実践の段階」、「発展の段階」のそれぞれのステップにおいて、各主体が継続的に取り組みを推進します。

■ 「市民が主役となるまちづくり」の段階的な取り組みのイメージ ■



(5) 市民、企業、行政の役割分担

今後、「市民が主役となるまちづくり」を実現していくためには、行政だけでなく、市民、企業が得意とする分野を、それぞれの役割としてまちづくりに活かすことが求められます。

■ 市民、企業、行政のそれぞれの役割 ■

主体	役割	内 容
市民	個々の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの意味と必要性の理解 ・地域社会の一員として自らの意見と行動に責任を持ち、市民相互の合意形成に協力 ・土地利用の方針や景観形成の方針に沿った開発・建築活動の実践 ・宅地内の緑化や生け垣、清掃など周辺環境への配慮 ・説明会やパブリック・コメントなどへの積極的な参加、意見や考え方などの提案 ・ボランティア活動への積極的な参加 <p style="text-align: right;">など</p>
	地区・地域単位の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観ルールづくりや美化活動など身近なまちづくりへの積極的な参加、協力 ・住民同士が日常的に話し合える場の設置 ・地縁団体、市民団体における組織の活性化
	組織単位の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地区・地域、他のまちづくり団体との交流・ネットワークづくり ・公民館など、身近な地区にある公共施設の維持管理、積極的な活用 <p style="text-align: right;">など</p>
企業	「企業市民」の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活動を通じたまちづくりへの取り組み ・独自の専門性を活かしたまちづくりへの取り組み ・地域貢献型企業活動への取り組み <p style="text-align: right;">など</p>
行政	意識づくり、意向の把握・反映	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する情報伝達機能の強化、積極的な提供、発信 ・市民意向、市民ニーズや地域の問題・課題の把握 ・市民の想いを反映した市の構想・計画づくり <p style="text-align: right;">など</p>
	活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり、景観形成等のモデル地区を先導的に誘導 ・市民のまちづくり活動に対する技術的、経済的支援 ・行政内の横断的な支援体制の強化 ・実情にあった適切かつ効果的な支援制度の検討、充実 <p style="text-align: right;">など</p>
	次代を担う人づくり・組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくり」の担い手の育成 ・地区や地域、学校などへの地域づくり出前講座の継続 ・まちづくり団体（NPO団体など）の支援と協働 ・多様な主体の連携促進やコーディネート ・市民参加と協働を推進する第三者機関の設置 <p style="text-align: right;">など</p>

4. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し

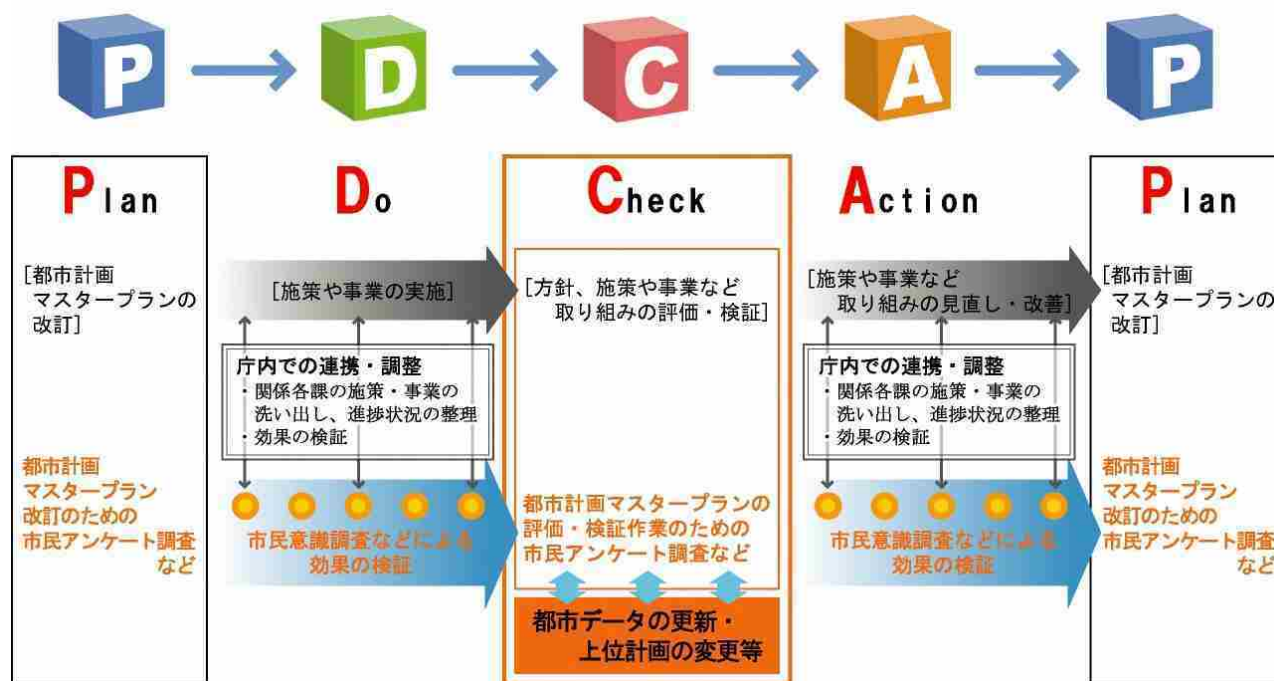
(1) 計画的な進行管理

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を目標年次として都市づくりの方向性を示すものであるため、今後の各種施策や事業は社会経済情勢などを踏まえつつ段階的に取り組まれることとなります。

このため、施策・事業の進捗状況の管理や市民意識調査による効果の検証などにより、絶えず都市計画マスタープランの達成状況について評価・検証を行い、庁内関係各課の連携・調整のもと計画的かつ適切にP D C Aサイクル※によって将来像の実現を目指します。

また、都市計画マスタープランのチェック（C）に当たっては、計画が硬直化しないよう、都市データの更新や上位計画の変更等の視点も踏まえて評価・検証を行います。

なお、計画の進行管理に当たっては進捗状況を市民に公表し、理解と協力を得ながら実施していきます。



■ P D C Aサイクルによる進行管理のイメージ ■

※P D C Aサイクル

Plan（計画）⇒ Do（実施・実行）⇒ Check（点検・評価）⇒ Action（処置・改善）の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図っていかうとする考え方。

(2) 都市計画マスタープラン見直しの考え方

本格的な少子高齢社会の到来や都市間競争の激化など、南丹市を取り巻く社会経済情勢は刻一刻と変化しています。

このため、時代の潮流や財政状況、市民のライフスタイルや価値観の変化などに応じて、重点的かつ効果的な投資を行うなど、まちづくりの施策・事業の進め方も柔軟に対応していくことが求められています。

都市の将来像や都市づくりの骨格となる取り組みは今後も原則として継承しますが、都市計画マスタープランが実効性のあるプランとなるように、次のような視点で見直しを行います。

① 経年変化に応じた見直し

国勢調査や都市計画基礎調査などによる、最新の人口や産業、土地利用、開発状況、各種施策の進捗状況など、様々な都市データを整理し、数値データを更新するとともに、将来予測についても見直しを行います。

各種施策の進捗状況を確認しながら、今後のまちづくりに関する市民意識の高まりや市民ニーズの変化を踏まえつつ、次のステップを見据えた施策への展開を検討します。

② 上位計画等の変更に伴う見直し

都市計画マスタープランは、基本的に策定時点での上位計画を踏まえて策定しています。これら上位計画についても、社会・経済情勢の変化に応じて定期的に見直しがされています。上位計画の大幅な見直しによって都市計画マスタープランの内容とズレが生じた場合には、都市計画マスタープランを見直していきます。

③ 市民主体のまちづくりと連動した地域別まちづくり構想の見直し

今後、市民の皆さんの自立的な取り組みによって身近なまちづくりが進展し、新たなステージへと進んだ際には、その時点における市民と行政の協働のまちづくりのあり方を踏まえ、地域別まちづくり構想の位置づけ及び内容を見直していきます。